

ISDA 2020 IBOR Fallbacks Protocol (以下「IBOR Fallbacks Protocol」という。)
に関する FAQs

ISDA は、IBOR Fallbacks Protocol¹について検討するための一助となるべく、頻出質問事項のリストを用意した。本書で定義されていない限り、本書で用いる大文字から始まる英語の用語は、IBOR Fallbacks Protocol、Supplement to the 2006 ISDA Definitions (2020年10月23日に最終版が確定し、2021年1月25日に ISDA により公表され、かつ、効力が発生するもの。以下「IBOR Fallbacks Supplement」という。) 又は 2006 ISDA Definitions (IBOR Fallbacks Supplement によって修正される。) において定められた意味を有する。

以下の頻出質問事項は、**IBOR Fallbacks Protocol**に関連するすべての論点や検討事項に関する指針又は説明となることを意図するものではなく、また、そのようにみなされるべきではない。当事者は、**IBOR Fallbacks Protocol**を使用する前又はこれを批准する前に、自身が適切と考える法律又はその他の専門家に相談すべきである。**ISDA** は、(**ISDA** の) 書式又はその他の書式のいかなる使用についても責任を負うものではない。

概要

IBOR Fallbacks Protocol は、Protocol Covered Document の当事者である市場参加者が、(i) 当該 Protocol Covered Document が Covered ISDA Definitions Booklet を組み込んでいる場合、若しくは Covered ISDA Definitions Booklet に定義されるレートを参照している場合、IBOR Fallbacks Protocol の条項又は特定の定義語を当該 Protocol Covered Document の条項に組み込むこと又は(ii)当該 Protocol Covered Document が銀行間取引金利 (「IBOR」)²

* This Japanese translation is for reference only. Although every effort has been made to ensure the accuracy of this translation, due to the differences in grammar and legal terminologies, the possibility that terms or words used in the Japanese translation may have different meanings or connotations from the English original cannot be ruled out. Therefore, this Japanese translation should not be relied upon by any person in making any decision or taking any action. If there exists any difference between the Japanese version and the English version, the English version should govern.

本日本語訳は参考訳であり、英語を原本といたします。本参考訳ではできる限り正確な翻訳を行っておりますが、英語と日本語の間には文法や法的・言語的な概念の違いがあり、それぞれの言語においても1つの語に対して複数の解釈が可能です。したがって、本参考訳の正確性及び信頼性は保証されるものではありません。原文と本参考訳の間に齟齬がある場合には、原文の内容が優先します。

¹ 背景の詳細については、ISDA が公表する「Understanding IBOR Benchmark Fallbacks」という表題のファクトシート (<http://assets.isda.org/media/50b3fed0/47be9435-pdf/>) を参照。(訳注：なお、和訳については、「IBOR ベンチマーク・フォールバックについて」(<http://assets.isda.org/media/50b3fed0/ae5483c7-pdf/>) を参照。)

² IBOR_Fallbacks Protocol の対象となる Relevant IBORs は、英ポンドロンドン銀行間取引金利 (sterling London interbank offered rate)、スイスフランロンドン銀行間取引金利 (Swiss franc London interbank offered rate)、米ドルロンドン銀行間取引金利 (US dollar London interbank offered rate)、ユーロロンドン銀行間取引金利 (euro London interbank offered rate)、ユーロ銀行間取引金利 (euro interbank offered rate)、日本円ロンドン銀行間取引金利 (Japanese yen London interbank offered rate)、日本円東京銀行間取引金利 (Japanese yen Tokyo interbank offered rate)、ユーロ円東京銀行間取引金利 (euroyen Tokyo

を参照する場合、IBORに関する新たなフォールバックを当該Protocol Covered Documentの条項に追加することを可能とするものである。

質問事項の一覧

次のセクションでは、基本的な運用及び適用について説明するため、以下の内容を含む質疑応答を取り上げる。

1. 誰が IBOR Fallbacks Protocol を批准できるか？
 - A. どのような種類の法主体が IBOR Fallbacks Protocol を批准できるか？
 - B. ISDA メンバーではない法主体が IBOR Fallbacks Protocol を批准できるか？
2. IBOR Fallbacks Protocol は何をするものか？
 - A. IBOR Fallbacks Protocol を批准し Protocol Covered Documents を修正すべきか判断する際に何を検討すればよいか？
 - B. IBOR Fallbacks Protocol は、個別に交渉し合意した条項にも優先するか？
3. IBOR Fallbacks Supplement は何をするものか？
4. どの IBORs と書類が IBOR Fallbacks Protocol の対象となるか？
 - A. Relevant IBOR とは何か？
 - B. Protocol を批准した場合、すべてのマスター契約、信用補完書類及びコンファメーションに適用されるか？それとも、一部に適用されるか？
 - C. Protocol Covered Documents とは何か？
 - D. Protocol Covered Master Agreements とは何か？
 - E. Protocol Covered Credit Support Documents とは何か？
 - F. Protocol Covered Confirmations とは何か？
 - G. Covered ISDA Definitions Booklet とは何か？

interbank offered rate)、オーストラリア銀行間取引金利 (bank bill swap rate)、カナダ銀行間取引金利 (Canadian dollar offered rate)、香港銀行間取引金利 (Hong Kong interbank offered rate)、シンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) 及びタイ指標金利 (Thai baht interest rate fixing) である。

- H. IBOR Fallbacks Protocol は、非 ISDA マスター契約及び非 ISDA 信用補完書類にも適用されるか？
 - I. 清算取引に適用される書類に IBOR Fallbacks Protocol は適用されるか？
5. Relevant IBOR に Index Cessation Event が発生した場合、どうなるか？
- A. Relevant IBOR に公表停止前トリガー及び恒久的停止トリガーの双方が発生した場合、どうなるか？
 - B. Relevant IBOR に 2 以上の同じ種類の Index Cessation Event が発生した場合、どうなるか？
 - C. 恒久的停止トリガーのみが適用される場合（例えば、LIBOR ではない Relevant IBOR について）、どうなるか？
 - D. 相対で公表停止前トリガーをオプトアウトした場合、どうなるか？
 - E. Relevant IBOR が通常どおり観測された日に当該 Relevant IBOR が廃止された場合、どうなるか？
6. Relevant IBOR に係る特定のテナーのみが恒久的に廃止された場合、又は LIBOR については Non-Representative となった場合、どうなるか？
7. IBOR Fallbacks Supplement は、「Linear Interpolation」が適用される Calculation Periods や Compounding Periods（例えばスタブ期間又はその他の非標準的な期間）についての扱いはあるか？
8. IBOR Fallbacks Protocol の効力が発生するのはいつか？
- A. Protocol Effective Date はいつか？
 - B. IBOR Fallbacks Protocol による修正を行うための合意がなされるのはいつか？
 - C. IBOR Fallbacks Protocol による修正が実際に行われるのはいつか？
9. IBOR Fallbacks Protocol をどのように批准して実行すればよいか？
- A. IBOR Fallbacks Protocol を批准するための終了日はあるか？
 - B. どのように Adherence Letter を提出すればよいか？

- C. 批准したことが公表されるか？
 - D. 署名権限者は誰か？
 - E. Adherence Letter の内容を変更することはできるか？
 - F. IBOR_Fallbacks Protocol を批准するために費用はかかるか？
 - G. IBOR Fallbacks Protocol の批准を取り消すことはできるか？
 - H. IBOR Fallbacks Protocol を批准することなく、IBOR Fallbacks Protocol によって企図される修正を契約書に盛り込むことはできるか？
10. 投資運用会社、資産運用会社又はその他の Agent は、その Clients を代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准することはできるか？
- A. Agent は、そのすべての Clients を代理して批准することはできるか？
 - B. Agent は、特定の Clients のみを代理して批准することはできるか？
 - C. Agent が Client を代理して締結していないものの修正を行う権限を有する Protocol Covered Document は、Client を代理する Agent によって批准することで、IBOR_Fallbacks Protocol に基づく修正がなされるか？
 - D. Agent と他方当事者の両者が IBOR Fallbacks Protocol を批准した後、Protocol Effective Date の前に、当該 Agent が Protocol Covered Document であるアンブレラ契約を他方当事者と締結した場合、どうなるか？
 - E. Agent が IBOR Fallbacks Protocol を批准した後、Client を Agent Protocol Covered Document であるアンブレラ契約の当事者に追加した場合、どうなるか？
 - F. Client が自ら IBOR Fallbacks Protocol を批准し、当該 Client を代理する Agent もまた当該 Client を代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准した場合、Protocol Covered Document の Implementation Date はいつになるか？
 - G. Client を代理して Protocol Covered Document を締結した Agent が、当該 Client を代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准し、当該 Protocol Covered Document を締結していないものの当該 Protocol Covered Document を修正する権限を有する他の Agent が IBOR Fallbacks Protocol を批准した上で、Non-Agent Executed Protocol Covered Documents の修正を代理する Client として

当該 Client を特定した場合、当該 Protocol Covered Document の Implementation Date はいつになるか？

11. IBOR Fallbacks Protocol はノバージョンされた取引に適用されるか？
12. IBOR Fallbacks Protocol の対象となる条項又は範囲を相対で合意することができるか？
13. IBOR Fallbacks Protocol による修正は「Spread Provision」（2014年5月12日に ISDA が公表した ISDA 2014 Collateral Agreement Negative Interest Protocol に定義される。）を構成するか？
14. IBOR Fallbacks Protocol の Attachment のパラグラフ 3(a)は、なぜ IBOR Fallbacks Supplement から「THB-THFIX-Reuters」を削除しているのか？また、「THB-SOR-Telerate」についてはどうなるのか？
15. ISDA 2018 Benchmarks Supplement Protocol は新しい IBOR Fallbacks Protocol と同じか？そして、いずれか1つのみを批准することができるか？

質疑応答

1. 誰が IBOR Fallbacks Protocol を批准できるか？

A. どのような種類の法主体が IBOR Fallbacks Protocol を批准できるか？

IBOR Fallbacks Protocol は、所在地にかかわらずすべての法主体が批准することができる。法主体は、それぞれが自らの地位において、又は Clients の Agents として、批准することができる。Agents の批准に関するオプションについての詳細は、質問 10（投資運用会社、資産運用会社又はその他の Agent は、その Clients を代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准することはできるか？）を参照。

B. ISDA メンバーではない法主体が IBOR Fallbacks Protocol を批准できるか？

ISDA メンバーも非 ISDA メンバーの法主体も、いずれも同じように IBOR Fallbacks Protocol を批准することができる。批准の仕組みに関する詳細は、質問 9（IBOR Fallbacks Protocol をどのように批准して実行すればよいか？）を参照。

2. IBOR Fallbacks Protocolは何をするものか？

IBOR Fallbacks Protocolにより、当事者は、以下の修正を行うことが可能である。

- (i) Covered ISDA Definitions Booklet（質問 4.G（*Covered ISDA Definitions Booklet* とは何か？）を参照。）を組み込んでいる Protocol Covered Document の当事者が、IBOR Fallbacks Supplement の条項によって修正された Covered ISDA Definitions Booklet を組み込む修正を当該 Protocol Covered Document に対して行うこと。
- (ii) Covered ISDA Definitions Booklet（質問 4.G（*Covered ISDA Definitions Booklet* とは何か？）を参照。）に定義された Relevant IBOR を参照するもの、又は Relevant IBOR が Covered ISDA Definitions Booklet において定められた意味を有するものとする Protocol Covered Document の当事者が、Covered ISDA Definitions Booklet に定義された又は Covered ISDA Definitions Booklet において定められた意味を有する Relevant IBOR への参照に代えて、IBOR Fallbacks Supplement に定義され、IBOR Fallbacks Supplement のその他の関連条項に服する Relevant IBOR の関連する Relevant IBOR に係る Rate Option（又は Protocol Covered Document で参照される Relevant IBOR について、2 以上の Rate Option が存在する場合、IBOR Fallbacks Supplement における Relevant IBOR の最初の Rate Option）を参照する修正を Protocol Covered Document に対して行うこと。
- (iii) Relevant IBOR（どのように定義されているかを問わない。）への参照を含む Protocol Covered Document の当事者が、Relevant IBOR のフォールバック及び関連する条項を追加する修正（IBOR Fallbacks Protocol の Attachment のパラグラフ 6 に定める。）を当該 Protocol Covered Document に対して行うこと。

A. IBOR Fallbacks Protocol を批准し Protocol Covered Documents を修正すべきか判断する際に何を検討すればよいか？

IBOR Fallbacks Protocol の批准に関して適用されるすべての規制、税務、会計、ヘッジ及びその他の検討事項を理解したことを確保するため、必要に応じて、IBOR Fallbacks Protocol を批准することの効果について社内で協議し、法主体及び法域に即した助言を外部の専門家から受けることが必要である。同時に、IBOR Fallbacks Protocol を批准しない又は相対でデリバティブ契約に頑健なフォールバックを定めないとすると、Relevant IBOR が存在しない場合に当事者がフォールバック・レートを特定することを許容する既存のフォールバックが作用しない可能性があることについても留意することが必要である。例えば、IBOR Fallbacks Protocol の条項の適用がなく、フォールバックが「レート提示銀行」によるクオテーションである限り、

Relevant IBOR が廃止された場合は「レート提示銀行」がクオテーションを提供する可能性が低いことから、一般的に頑健なフォールバックとは考えられていない。

さらに、IBOR Fallbacks Protocol のパラグラフ 2(c) 「*Third Party Credit Support Documents* を伴う *Protocol Covered Documents* に関する約束」（「*Undertakings in respect of Protocol Covered Documents with Third Party Credit Support Documents*」）は、Protocol Covered Document が Third Party Credit Support Document により信用補完され（すなわち、Protocol Covered Document に基づく Adhering Party の債務を担保、保証又はその他の方法で補完し）、かつ、（当該 Protocol Covered Document に対する修正がされる前に）当該 Third Party Credit Support Document により当該 Third Party による同意、承諾、合意、承認又は当該その他の行為の取得が要求される場合、当該 Third Party Credit Support Document により自己の債務が担保、保証又は補完される各 Adhering Party は、当該信用補完を締結した各他方 Adhering Party に対して、要求される Third Party の同意、承認、合意、承諾又はその他の（承認）行為を取得する義務を負う旨定めている。Adhering Party はまた、要求に応じてかかる同意の取得に関する証拠を相手方当事者に対して交付する義務を負う旨定めている。ただし、Third Party も IBOR Fallbacks Protocol を批准した場合、当該 Third Party は、Third Party Credit Support Document に信用補完される Protocol Covered Document に対する IBOR Fallbacks Protocol に基づく修正に同意したものとみなされる。したがって、IBOR Fallbacks Protocol を批准する前に、取得すべき同意の有無を検討することが必要である。

IBOR Fallbacks Protocol によって修正される信用補完書類の当事者（質問 4.E（*Protocol Covered Credit Support Documents* とは何か？）を参照。）は、IBOR Fallbacks Protocol による修正の結果、当該信用補完書類に基づいて若しくは当該信用補完書類に関して、担保を再確認若しくは再設定するため又はその他の様式を満たすための対応を講じることの要否についても検討する必要がある。

B. IBOR Fallbacks Protocol は、個別に交渉し合意した条項にも優先するか？

IBOR Fallbacks Protocol は、IBOR Fallbacks Protocol に基づいて Protocol Covered Document になされるとみなされる修正（例えば、Protocol Covered Document が Covered ISDA Definitions Booklet を組み込む限りにおいて、更新された Rate Options 及び関連条項を追加すること、又は当該 Protocol Covered Document が Relevant IBOR（どのように定義されているかを問わない。）を参照する場合、IBOR Fallbacks Protocol の Attachment のパラグラフ 6 の定めを含むこと。）を除いて、IBOR Fallbacks Protocol に基づく修正の直前に当該 Protocol Covered Document に適用される各 Protocol Covered Document の条

件は、引き続き適用されることを定める。質問 12 (*IBOR Fallbacks Protocol* の対象となる条項又は範囲を相対で合意することができるか?) で説明しているとおり、*IBOR Fallbacks Protocol* に基づいて修正され得る *Protocol Covered Document* の個別に交渉し合意した条項を、相対で維持する合意をすることもできる。当事者は、*IBOR Fallbacks Protocol* が優先するか、*Protocol Covered Document* の個別に交渉し合意した条項を修正するか慎重に検討し、必要に応じて専門家の助言を求めることが必要である。

3. *IBOR Fallbacks Supplement* は何をするものか?

IBOR Fallbacks Supplement は、*Relevant IBORs* が恒久的に停止した場合 (かつ、*LIBOR Rate Options*³については、下記に説明するとおり「公表停止前の」事由が発生した場合) の新しいフォールバックを追加するため、*Relevant IBORs* の *Rate Options* を修正する。各 *Relevant IBORs* は、*Relevant IBOR* が恒久的に停止した場合 (*LIBOR Rate Options* については、「公表停止前の」事由が発生した場合)、最初に、関連する通貨の期間調整されたリスク・フリー・レートにスプレッドを加算したものがフォールバックとして適用される (なお、質問 6 (*Relevant IBOR* に係る特定のテナーのみが恒久的に廃止された場合、又は *LIBOR* については *Non-Representative* となった場合、どうなるか?) で説明されている内容に従う。)。当該更新された各 *Rate Options* については、その後、*IBOR Fallbacks Supplement* に定めるさらなるフォールバックが適用される。

上記のとおり、*IBOR Fallbacks Supplement* は、*LIBOR Rate Options* につき「公表停止前の」事由が発生した場合についての新しいフォールバックを規定している。「公表停止前の」事由とは、*LIBOR* の運営者に係る規制監督当局 (現在は、*Financial Conduct Authority*) による公式の声明又は情報の公表であって、(i) 当該規制監督当局が、関連する通貨に係る *LIBOR* が測定しようとする対象の市場及び経済的実態を当該関連する通貨に係る *LIBOR* はもはや反映していない又は将来の特定の時点において反映しなくなる、そしてその指標性は回復されないと判断したこと、並びに(ii) 当該声明又は公表が、各種契約において規定された、当該監督当局による公表停止前の宣言によって発効するフォールバックを適用させる契約上の条件 (実際にどのように規定されているかを問わない。) を満たすこ

³ Sterling *LIBOR* (「*GBP-LIBOR-BBA*」及び「*GBP-LIBOR-BBA-Bloomberg*」)、Swiss Franc *LIBOR* (「*CHF-LIBOR-BBA*」及び「*CHF-LIBOR-BBA-Bloomberg*」)、U.S. Dollar *LIBOR* (「*USD-LIBOR-BBA*」及び「*USD-LIBOR-BBA-Bloomberg*」)、Japanese Yen *LIBOR* (「*JPY-LIBOR-FRASET*」及び「*JPY-LIBOR-BBA*」及び「*JPY-LIBOR-BBA-Bloomberg*」) 並びに Euro *LIBOR* (「*EUR-LIBOR-BBA*」及び「*EUR-LIBOR-BBA-Bloomberg*」)。

ととなることを認識した上でなされるということが言及されているもの（以下「Pre-cessation Index Cessation Event」という。）をいう。

IBOR Fallbacks Supplement はまた、Relevant IBOR が一時的に利用停止した場合（すなわち、当該 IBOR が関連する日において公表されていないものの Index Cessation Effective Date が未到来の場合）のフォールバックを導入している。IBOR Fallbacks Supplement が公表されるまで、2006 ISDA Definitions における Relevant IBOR に係る Rate Options は、通常「Reference Banks」によるクオテーションへのフォールバックのみを定めており、当該フォールバックは、一時的な利用不能又は恒久的な停止による結果であるか否かにかかわらず、Relevant IBOR がスクリーン上で公表されない場合に常に適用されるものであった。

そこで、IBOR Fallbacks Supplement は、Relevant IBOR が恒久的に廃止されたものか一時的に利用不能となっているものかに応じて、個別のフォールバックを規定するため、Rate Options の規定を更新する。レートが特定の情報源において一時的に利用不能となっている場合、各当事者は、正規配信者が提供するレート（当初の参照先である正規配信者によって Rate Option に指定される終了時刻後の当初決定日において提供されるレートを含む。）又は Relevant IBOR の運営者自身が提供するレートを利用すべきであること、そして正規配信者及び運営者のいずれもレートを公表しない場合、当該 Relevant IBOR の運営者が公式に利用を推奨するレートが適用されることをフォールバックとして定める。当該 Relevant IBOR の運営者が公式にレートを推奨していない場合、当該 Relevant IBOR を監督する責任を負う管轄当局又は監督当局若しくは当該 Relevant IBOR の運営者又は中央銀行、又は、場合によっては、当該 Relevant IBOR の代替レートを推奨する目的で公式に承認若しくは招集された委員会等の特定された法主体が公式に利用を推奨するレートが適用される。当該目的のために指定される組織の詳細は、Rate Options により異なる。それぞれの場合において、公的に推奨されるレートがない場合は、中央清算機関又は先物取引所で利用されるレートで、いずれの場合も、当該 Relevant IBOR を参照するデリバティブ取引又は先物取引において市場実勢を反映するに足りる代替レートとしての取引量があると Calculation Agent が考えるレートを考慮し、Calculation Agent が Sterling LIBOR の代替レートとして商業的に合理的であるレートを決定するものとする。

米ドル LIBOR は、シンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）及びタイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）を計算する際に使用するデータである。したがって、シンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）及びタイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）の Rate Options について、それぞれ IBOR Fallbacks Supplement は、恒久的停止に係る Index Cessation Event 又は Pre-cessation Index Cessation Event が発生した後、米ドル LIBOR が恒久的に停止した場合又は「公表停止前の」事由が生じた場合の新しいフォールバックを追加する。これらは、米ドル LIBOR の代

わりに、米ドル・シンガポールドルの為替スワップ市場（シンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）の場合）及び米ドル・タイバートの為替スワップ市場（タイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）の場合）における実際の取引を参照して計算されるレート並びに米ドル LIBOR のフォールバック（すなわち、期間調整を行った SOFR にスプレッドを加算したもの）を参照して計算される米ドル・レートへの新たなフォールバックとなる。シンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）のフォールバック・レートは、ABS Benchmarks Administration Co Pte. Ltd.により公表される。タイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）のフォールバック・レートは、Bank of Thailand により公表される。

英ポンド LIBOR、スイスフラン LIBOR、米ドル LIBOR、ユーロ LIBOR、ユーロ銀行間取引金利（euro interbank offered rate）、日本円 LIBOR、日本円東京銀行間取引金利（Japanese yen Tokyo interbank offered rate）、ユーロ円東京銀行間取引金利（euroyen Tokyo interbank offered rate）、オーストラリア銀行間取引金利（bank bill swap rate）、カナダ銀行間取引金利（Canadian dollar offered rate）及び香港銀行間取引金利（Hong Kong interbank offered rate）のフォールバック・レート（期間調整を行ったリスク・フリー・レートにスプレッドを加算したもの）は、Bloomberg Index Services Limited により公表される。

さらに、IBOR Fallbacks Supplement は、(i)定義、算定方法、計算式又は Floating Rate Option を計算する他の方法が修正された場合であっても、当該 Floating Rate Option への言及は、修正後の Floating Rate Option への言及とすることを含み、(ii) 廃止された金利期間に係る規定（Relevant LIBOR のテナーが Non-Representative となった場合、LIBOR Rate Options についても IBOR Fallbacks Supplement に基づく廃止された金利期間に係る規定の適用があるとする点を除き、ISDA が 2013 年 10 月 11 日に公表した ISDA 2013 Discontinued Rates Maturities Protocol に基づく規定に大部分が相当する。）を追加し（質問 6（Relevant IBOR に係る特定のテナーのみが恒久的に廃止された場合、又は LIBOR については Non-Representative となった場合、どうなるか？）を参照。）、かつ、(iii) 「Linear Interpolation」が適用される Calculation Periods（又は Compounding Periods）に係るフォールバック（質問 7（IBOR Fallbacks Supplement は、「Linear Interpolation」が適用される Calculation Periods や Compounding Periods（例えばスタブ期間又はその他の非標準的な期間）についての扱いはあるか？）を参照。）を定めている。定義、算定方法、計算式又は Floating Rate Option を計算する他の方法が修正された場合であっても、Pre-cessation Index Cessation Event が発生したときにつき、IBOR Fallbacks Supplement は、関連する公表停止前の事象に係る Index Cessation Effective Date の

到来後にフォールバックが適用され、上記サブパラグラフ(i)で言及する重要変更事項の確認は当該状況では適用されないことを明記している。

関連するレートの期間調整後のリスク・フリー・レートにスプレッドを加算する計算方法及びIBOR Fallbacks Supplementsの詳細については、Bloomberg、ISDA及び Linklaters LLP が公表したファクトシート（[こちら](#)）に掲載されている。（訳注：なお、和訳については、[こちら](#)を参照。）

SOR 及び THBFIX 以外の Relevant IBORs に適用されるフォールバックの概要については、本書の Annex にある図表 A を参照。

4. どの IBORs と書類が IBOR Fallbacks Protocol の対象となるか？

A. Relevant IBOR とは何か？

Relevant IBOR とは以下のレートをいい、いずれも関連する Protocol Covered Document において、（英語又はその他の言語で）どのように定義又は規定されているのかを問わない。

- (i) 英ポンド LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）、スイスフラン LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）、米ドル LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）、ユーロ LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）、ユーロ銀行間取引金利（euro interbank offered rate）、日本円ロンドン銀行間取引金利（Japanese yen London interbank offered rate）、日本円東京銀行間取引金利（Japanese yen Tokyo interbank offered rate）、ユーロ円東京銀行間取引金利（euroyen Tokyo interbank offered rate）、オーストラリア銀行間取引金利（bank bill swap rate）、カナダ銀行間取引金利（Canadian dollar offered rate）、香港銀行間取引金利（Hong Kong interbank offered rate）、シンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）及びタイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）のいずれか
- (ii) LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）（関連する LIBOR の通貨への言及又は表示のないもの）

なお、2005 ISDA Commodity Definitions のセクション 7.3（*Corrections to Published Prices*）における「ロンドン時間午前 11:00 ころにおけるロンドン銀行間市場における支払通貨建ての預金に係るスポット・オファード・レート」（「the spot offered rate for deposits in the payment currency in the London interbank market as at approximately 11:00 a.m., London time」）は「Relevant IBOR」に該当する。

B. Protocol を批准した場合、すべてのマスター契約、信用補完書類及びコンファメーションに適用されるか？それとも、一部に適用されるか？

IBOR Fallbacks Protocol は、他の Adhering Parties との間で締結された Protocol Covered Master Agreements、Protocol Covered Credit Support Documents 及び Protocol Covered Confirmations にのみ適用される（詳細は、質問 4.D（*Protocol Covered Master Agreements とは何か？*）、質問 4.E（*Protocol Covered Credit Support Documents とは何か？*）及び質問 4.F（*Protocol Covered Confirmations とは何か？*）を参照。）。

一般的な ISDA のプロトコルと同様に、IBOR Fallbacks Protocol は、IBOR Fallbacks Protocol の規定を適用しないと当事者が明確に合意した契約には適用されない。

また、ISDA は、(i) IBOR Fallbacks Protocol が有効になる前に締結された Relevant IBOR を参照する契約に追加する合意文言の雛型（これにより、IBOR Fallbacks Protocol の規定に関連する契約に適用するか否かについて当事者が明確に合意することができる。）及び(ii)一定の取引を IBOR Fallbacks Protocol の対象から除外する（当該取引の両当事者が IBOR Fallbacks Protocol を批准した後に除く場合を含む。）ための文言の雛型を作成済みである。

C. Protocol Covered Documents とは何か？

「Protocol Covered Documents」とは、Protocol Covered Master Agreements（質問 4.D（*Protocol Covered Master Agreements とは何か？*）を参照。）、Protocol Covered Credit Support Documents（質問 4.E（*Protocol Covered Credit Support Documents とは何か？*）を参照。）、Protocol Covered Confirmations（質問 4.F（*Protocol Covered Confirmations とは何か？*）を参照。）を意味し、清算取引に適用される書類を除く（質問 4.I（*清算取引に適用される書類に IBOR Fallbacks Protocol は適用されるか？*）を参照。）。IBOR Fallbacks Protocol が Adhering Parties の間で有効になれば、IBOR Fallbacks Protocol に従って当該 Adhering Parties の間の Protocol Covered Documents が修正される。

D. Protocol Covered Master Agreements とは何か？

「Protocol Covered Master Agreement」とは、ISDA Master Agreement 又は Additional Master Agreement（Additional Master Agreementに関する詳細については、質問 4.H（*IBOR Fallbacks Protocol は、非 ISDA マスター契約及び非 ISDA 信用補完書類にも適用されるか？*）を参照。）のうち次の(i)及び(ii)の

条件を満たし、かつ、(iii)に掲げる条件のうち少なくとも1つを満たすものをいう。

- (i) (a)契約当事者による（直接の又は Agent による代理行為を通じた）締結行為により締結されたこと、又は(b)契約当事者がコンファメーションを（直接に又は Agent による代理行為を通じて）締結することにより、ISDA Master Agreement 若しくは Additional Master Agreement が締結されたものとみなされることによって、二者の Adhering Parties の間で合意されたもの
- (ii) Protocol Covered Document Date が Protocol Effective Date よりも前のもの（又は ISDA が二者の Adhering Parties のうち後に批准した Adhering Party から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）。Protocol Covered Document Date とは、どのように記載されているかにかかわらず当該書類についての日付を意味する。ただし、(a)当該書類に異なる日付が規定されている場合、そのうち「日付で（「as of」）」として特定されている日が Protocol Covered Document Date を意味し、また、(b)当該書類が Confirmation（関連する一般的な条件を定めるコンファメーションを含むマスターコンファメーション契約を除く。）である場合、Protocol Covered Document Date は Trade Date を意味する。
- (iii)
 - (a) Covered ISDA Definitions Booklet（質問 4.G（*Covered ISDA Definitions Booklet* とは何か？）を参照。）を組み込んでいるもの（例えば、2006 ISDA Definitions を組み込んでいる ISDA 2002 Master Agreement）
 - (b) Covered ISDA Definitions Booklet において「定義された」Relevant IBOR を参照しているもの又はその他の方式で Relevant IBOR が Covered ISDA Definitions Booklet によって定められた意味を有するものとして規定しているもの（ただし、かかる Covered ISDA Definitions Booklet が当該 Master Agreement において完全な形で組み込まれているかを問わない。）（例えば、締結したとみなされる ISDA 2002 Master Agreement であって「2000 ISDA Definitions において定義された GBP-LIBOR-BBA」を参照しているもの）
 - (c) どのように定義されているかにかかわらず、Relevant IBOR を参照しているもの（例えば、「IBOR」を参照している 2010 ISLA Global Master Securities Lending Agreement）

ISDA Master Agreement 又は Additional Master Agreement が上記(i)及び(ii)の条件を満たす場合、上記(iii)に掲げる条件のうち 1 つのみを満たせば Protocol Covered Master Agreement に該当する。つまり、例えば、必ずしも Covered ISDA Definitions Booklet を組み込んでいる必要はないことを意味する。

さらに、例えば、Covered ISDA Definitions Booklet が ISDA Master Agreement には組み込まれているものの、当該 ISDA Master Agreement に基づく一定の Confirmations には組み込まれていない場合、Protocol Effective Date（又は ISDA が二者の Adhering Parties のうち後に批准した Adhering Party から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）より後に締結された取引で、その Confirmations が Covered ISDA Definitions Booklet を組み込んでいないものの、ISDA Master Agreement 自体に組み込まれていること（例えば、Relevant IBOR に係る Rate Options など、Covered ISDA Definitions Booklet に定義されている用語を参照）に依拠しているものについては、IBOR Fallbacks Protocol による修正が適用される。例えば、ISDA Master Agreement に組み込まれている Covered ISDA Definitions Booklet の Rate Option の定義は IBOR Fallbacks Protocol に従って修正されることになるため、Confirmation で参照される Relevant IBOR に係る Rate Option には新しいフォールバックが追加されることになる。

E. Protocol Covered Credit Support Documents とは何か？

「Protocol Covered Credit Support Document」は、ISDA Credit Support Document 又は Additional Credit Support Document（質問 4.H（*IBOR Fallbacks Protocol* は、非ISDA マスター契約及び非ISDA 信用補完書類にも適用されるか？）を参照。）のうち、二者の Adhering Parties により（直接に又は Agent による代理行為を通じて）締結され、Protocol Covered Document Date（「Protocol Covered Document Date」の定義については、上記質問 4.D（*Protocol Covered Master Agreements* とは何か？）のサブパラグラフ(2)を参照。）が Protocol Effective Date よりも前のもの（又は ISDA が二者の Adhering Parties のうち後に批准した Adhering Party から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）を意味し、かつ、次の(i)、(ii)又は(iii)の条件を満たすものをいう。

- (i) Covered ISDA Definitions Booklet を組み込んでいるもの（例えば、2000 ISDA Definitions を組み込んでいる 1995 ISDA Credit Support Annex (Bilateral Form; ISDA Agreements Subject to New York Law Only)）
- (ii) Covered ISDA Definitions Booklet において「定義された」Relevant IBOR を参照しているもの又はその他の方式で Relevant IBOR が Covered ISDA Definitions Booklet によって定められた与えられた意味を有する

ものとして規定しているもの（ただし、かかる Covered ISDA Definitions Booklet が当該 ISDA Credit Support Document 又は Additional Credit Support Document において完全な形で組み込まれているかを問わない。）（例えば、「2006 ISDA Definitions において定義された USD-LIBOR-BBA」を参照する 2007 FBF Collateral Annex）

- (iii) どのように定義されているかにかかわらず、Relevant IBOR を参照しているもの（例えば、「HIBOR」を参照する 2016 年度版 Credit Support Annex for Variation Margin (VM) (Bilateral Form - Transfer; ISDA Agreements Subject to English Law)）

ISDA Credit Support Document 又は Additional Credit Support Document が二者の Adhering Parties によって締結され、Protocol Covered Document Date が Protocol Effective Date よりも前のもの（又は ISDA が二者の Adhering Parties のうち後に批准した Adhering Party から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）である場合、上記(i)、(ii)及び(iii)の条件のうち 1 つのみを満たせば Protocol Covered Credit Support Document に該当する。つまり、例えば、必ずしも Covered ISDA Definitions Booklet を組み込んでいる必要はないことを意味する。

F. Protocol Covered Confirmations とは何か？

「Protocol Covered Confirmation」とは、Confirmation のうち、二者の Adhering Parties により（直接に又は Agent による代理行為を通じて）締結され、Protocol Covered Document Date（「Protocol Covered Document Date」の定義は、質問 4.D（*Protocol Covered Master Agreements とは何か?*）のサブパラグラフ(2)を参照。）が Protocol Effective Date よりも前のもの（又は ISDA が二者の Adhering Parties のうち後に批准した Adhering Party から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）を意味し、かつ、次の(i)、(ii)又は(iii)の条件を満たすものをいう。

- (i) Master Agreement⁴を補完し、その一部を構成し又はその適用を受けるもので、かつ、Covered ISDA Definitions Booklet を組み込んでいるもの（例えば、ISDA 2002 Master Agreement に基づいて締結され、1991 ISDA Definitions を組み込んでいる Confirmation）

⁴ Master Agreement とは、ISDA Master Agreement 又は Additional Master Agreement（質問 4.H（*IBOR Fallbacks Protocol は、非 ISDA マスター契約及び非 ISDA 信用補完書類にも適用されるか?*）を参照。）であって、(i)契約当事者による（直接の又は Agent による代理行為を通じた）締結行為により締結されたもの、又は(ii)契約当事者が Confirmation を（直接に又は Agent による代理行為を通じて）締結することにより、ISDA Master Agreement 若しくは Additional Master Agreement が締結されたものとみなされるものである。

- (ii) Master Agreement を補完し、その一部を構成し又はその適用を受け、かつ、Covered ISDA Definitions Booklet において「定義された」Relevant IBOR を参照しているもの又はその他の方式で Relevant IBOR が Covered ISDA Definitions Booklet によって定められた与えられた意味を有するものとして規定しているもの（ただし、かかる Covered ISDA Definitions Booklet が当該 Confirmation において完全な形で組み込まれているかを問わない。）（例えば、2013 FBF Master Agreement relating to Transactions on Forward Financial Instruments に基づいて締結され、1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions に定義された CHF-LIBOR-BBA を参照している Confirmation）
- (iii) Master Agreement を補完し、その一部を構成し又はその適用を受け、かつ、どのように定義されているかにかかわらず、Relevant IBOR を参照しているもの（例えば、ISDA 2002 Master Agreement に基づいて締結され、「TIBOR」を参照している Confirmation）

Confirmation が二者の批准当事者により締結され、Protocol Covered Document Date が Protocol Effective Date よりも前のもの（又は ISDA が二者の Adhering Parties のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）である場合、上記(i)、(ii)及び(iii)の条件のうち1つのみを満たせば Protocol Covered Confirmation に該当する。つまり、例えば、必ずしも Covered ISDA Definitions Booklet を組み込んでいる必要はないことを意味する。

G. Covered ISDA Definitions Booklet とは何か？

以下の各定義集が、「Covered ISDA Definitions Booklet」に該当する。

- (i) 2006 ISDA Definitions
- (ii) 2000 ISDA Definitions
- (iii) 1998 ISDA Euro Definitions
- (iv) 1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions
- (v) 1991 ISDA Definitions

Protocol Covered Document が、Covered ISDA Definitions Booklet を組み込んでいる場合、又は Covered ISDA Definitions Booklet において定義されたレートを参照している場合、IBOR Fallbacks Protocol により、IBOR Fallbacks Supplement の条項又は関連する定義を、それぞれ IBOR Fallbacks Supplement から当該 Protocol Covered Document の条項に組み込むことを可能にする。

H. IBOR Fallbacks Protocol は、非 ISDA マスター契約及び非 ISDA 信用補完書類にも適用されるか？

非 ISDA 書類の中には主要な IBOR への参照を含むものがあり、かかる非 ISDA 書類は IBOR Fallbacks Protocol の「Additional Master Agreements」又は「Additional Credit Support Documents」のリストに列挙されている場合においてのみ IBOR Fallbacks Protocol の対象となる。IBOR Fallbacks Protocol は、当該リストに列挙されていない非 ISDA マスター契約又は非 ISDA 信用補完書類を修正するものではない。ただし、質問 12 (IBOR Fallbacks Protocol の対象となる条項又は範囲を相対で合意することができるか?) も参照。当事者が、IBOR Fallbacks Protocol のリストから非 ISDA 書類の除外又はリストへの非 ISDA 書類の追加を希望する場合、相対で行う必要がある。質問 12 (IBOR Fallbacks Protocol の対象となる条項又は範囲を相対で合意することができるか?) を参照。

ISDA は、非 ISDA 書類が IBOR Fallbacks Protocol により有効に変更されることを確認する予定はあるのか？

そうした予定はない。非 ISDA 書類に対する IBOR Fallbacks Protocol の効果について、ISDA は保証を行うものではない。IBOR Fallbacks Protocol の批准者は、非 ISDA マスター契約及び非 ISDA 信用補完書類が IBOR Fallbacks Protocol によって有効に修正されるものであるか否かについて、自ら判断する必要がある。

ISDA は、IBOR Fallbacks Protocol に「Additional Master Agreement」及び「Additional Credit Support Document」として列挙される各非 ISDA 書類を管理する関連する現地カウンセル及び業界団体に連絡しており、以下のリンク先一覧にその概要が記載されている。

非 ISDA 書類に係るカウンセル及び業界団体の最終版リスト

ただし、これらの非 ISDA 書類は、ISDA による法的精査を経ず、当該非 ISDA 書類に関する質問は、非 ISDA 書類に係る一覧に列挙されている当該非 ISDA 連絡先に対して行われたい。上記で説明しているとおり、一切の非 ISDA 書類 (上記一覧に列挙されるものを含む。) について、当該書類に対する IBOR Fallbacks Protocol の効果について ISDA は保証を行うものではなく、批准者は非 ISDA 書類が IBOR Fallbacks Protocol によって有効に修正されるものであるか否かについて、自ら判断する必要がある。

どの非 ISDA 書類が IBOR Fallbacks Protocol の対象なのか？

非 ISDA マスター契約及び非 ISDA 信用補完書類は、「Additional Master Agreements」及び「Additional Credit Support Documents」に該当し、かつ、Protocol Covered Master Agreements 及び Protocol Covered Credit Support Documents のいずれかの定義に定める要件を満たした場合に IBOR Fallbacks Protocol の対象となる（質問 4.D（*Protocol Covered Master Agreements* とは何か？）及び質問 4.E（*Protocol Covered Credit Support Documents* とは何か？）をそれぞれ参照。

Additional Master Agreements は、IBOR Fallbacks Protocol の Additional Documents Annex の Part 1 に列挙された書類（すべての添付書類や附属書類を含む。）である。

Additional Credit Support Documents は、IBOR Fallbacks Protocol の Additional Documents Annex の Part 2 に列挙された書類（すべての添付書類や附属書類を含む。）である。

I. 清算取引に適用される書類に IBOR Fallbacks Protocol は適用されるか？

適用されない。IBOR Fallbacks Protocol は、2016 ISDA/FIA Client Cleared OTC Derivatives Addendum に基づく「Client Transactions」に該当する取引（又はそれと実質的に同等の取引）を含む清算取引に適用される書類又は清算参加者とその顧客の間の 2016 ISDA/FIA Client Cleared OTC Derivatives Addendum おいて企図されている取引と同様の対象に実質的に関連するあらゆる書類には適用されない。当事者は、清算取引に関する中央清算機関の規則を確認する必要がある。かかる規則には IBOR Fallbacks Supplement の条件が含まれている例がある⁵。

5. Relevant IBOR に Index Cessation Event が発生した場合、どうなるか？

A. Relevant IBOR に公表停止前トリガー及び恒久的停止トリガーの双方が発生した場合、どうなるか？

質問 3（*IBOR Fallbacks Supplement* は何をするものか？）で説明しており、IBOR Fallbacks Supplement は、(i) Relevant IBOR の公表が恒久的に停

⁵ 例えば、以下を参照。

<https://www.cmegroup.com/education/articles-and-reports/cme-group-supports-isdas-libor-fallback-provisions.html>

<https://www.lch.com/membership/ltd-membership/ltd-member-updates/lchs-position-respect-isdas-recommended-benchmark>

<https://www.lch.com/membership/ltd-membership/ltd-member-updates/lchs-position-respect-pre-cessation-triggers-relation>

止した又は停止する旨の公式の声明又は情報の公表が特定の機関によって行われ（すなわち、恒久的停止に係る Index Cessation Event）、当該 Relevant IBOR が恒久的に停止された場合の新たなフォールバック及び(ii) LIBOR Rate Options については、Pre-cessation Index Cessation Event が発生した後に LIBOR に係る「公表停止前」の事由が発生した場合の新たなフォールバックを定めている。

(i) Relevant IBOR が恒久的に廃止された場合、又は(ii) LIBOR Rate Option につき、関連する通貨の LIBOR が Non-Representative となる若しくは Non-Representative となった、又は恒久的に廃止された場合、Relevant IBOR に係る他のテナーを用いる補間が使用できないとすると（Relevant IBOR に係る他のテナーを用いる補間が使用できる場合については、質問 6（Relevant IBOR に係る特定のテナーのみが恒久的に廃止された場合、又は LIBOR については Non-Representative となった場合、どうなるか？）を参照。））、当該 Relevant IBOR は、Bloomberg が公表する、関連する通貨の期間調整されたリスク・フリー・レートにスプレッドを加算したものにフォールバックする（質問 3（IBOR Fallbacks Supplement は何をやるものか？）に記載した、シンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）及びタイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）を除く。）。フォールバック・レートの算定に関する詳細を定めた Bloomberg による IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book は、[こちら](#)に掲載されている。

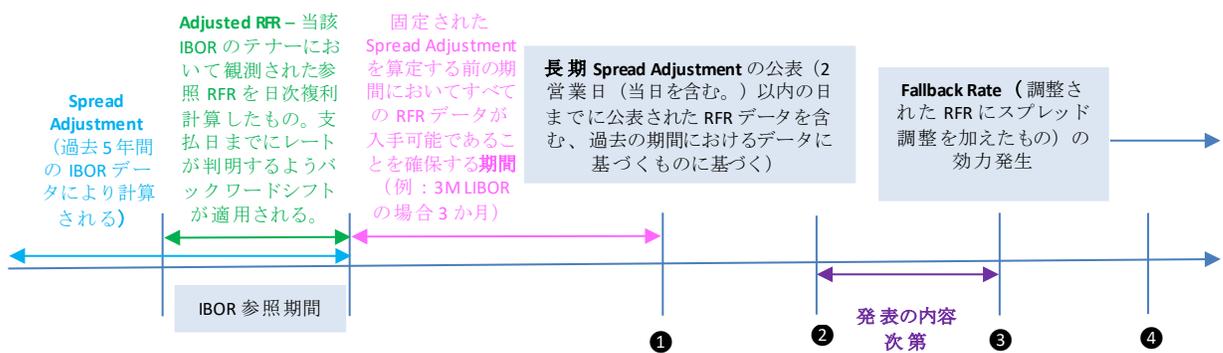
各フォールバックに係るスプレッド部分は、恒久的停止に係る Index Cessation Event 又は適用がある場合は Pre-cessation Index Cessation Event を構成する公式の声明がなされ又は情報が公表された最初の日に、Bloomberg が公表するスプレッドとなる。当該スプレッドは、当該声明又は公表の 2 日前（当日を含む。）までに公表されたリスク・フリー・レートに係るデータを含む過去の期間に係るデータに基づくものである。つまり、恒久的廃止及び公表停止前トリガーの双方がある Rate Option に（例えば、LIBOR Rate Option に）適用される場合において、恒久的停止に係る Index Cessation Event を構成する発表が行われ、かつ、Pre-cessation Index Cessation Event を構成する別の発表が行われたときは、最初の発表が行われた日に Bloomberg によりスプレッドが決定、つまり「固定」されることになる（当該発表が公表停止前の事象に関連するものであるか、恒久停止に関するものであるかにかかわらず）。後に行われた発表が、フォールバックの一部として適用されるスプレッドに対して影響が及ぼすことはない（すなわち、Pre-cessation Index Cessation Event 又は恒久的停止に係る Index Cessation Event を

構成する公式の声明がなされ又は情報が公表された最初の日に公表されたスプレッドのままとなる。)

当該フォールバック（スプレッドを含む。）は、最も早くに到来する Index Cessation Effective Date（すなわち、Relevant IBOR が、LIBOR について実際に Non-Representative となった日又は Relevant IBOR が実際に利用不能となった日のうち、最初に到来する日）から適用される。すなわち、恒久的停止に係る Index Cessation Event が到来した日に決定、つまり「固定」されたスプレッドが、Relevant IBOR について最初に Non-Representative となった日（要は、恒久的停止に関する発表が最初に行われ、LIBOR が実際に廃止される前に LIBOR が Non-Representative となった場合）から適用されることになる。

例えば、2022年12月に英ポンド LIBOR が廃止されることが 2022年1月に発表されたものの、2022年7月に英ポンド LIBOR が Non-Representative となることを UK Financial Conduct Authority (FCA) が 2022年4月に発表した場合、スプレッドは、2022年1月における発表があった日に固定及び公表され、フォールバックは 2022年7月に適用されるものとする（当事者が相対で、公表停止前トリガーを不適用としていないことを前提とする。）。

以下の図表は、ある Relevant IBOR につき、恒久的停止に係る Index Cessation Event 及び Pre-cessation Index Cessation Event の双方が発生した場合に、スプレッドがいつ決定、つまり「固定」され、いつフォールバックが適用されるかを示している。



- ①: 恒久的停止に係る Index Cessation Event の発生。すなわち、④の時点で、IBOR が恒久的に利用停止する旨の発表があったこと。
- ②: Pre-cessation Index Cessation Event の発生。すなわち、③の時点において、IBOR が Non-Representative となる旨の規制監督当局による公式の声明がなされ又は情報が公表されたこと（②と同時に発生し又は②よりも後に発生する場合もある）。
- ③: IBOR が Non-Representative となる
- ④: IBOR が恒久的に利用不能となる

B. Relevant IBOR に 2 以上の同じ種類の Index Cessation Event が発生した場合、どうなるか？

ある Relevant IBOR につき、複数の Index Cessation Event が発生する可能性がある。質問 5.A (*Relevant IBOR* に公表停止前トリガー及び恒久的停止トリガーの双方が発生した場合、どうなるか?) において、Pre-cessation Index Cessation Event 及び恒久的停止に係る Index Cessation Event が発生した場合について説明している。

同様に、同じ種類の複数の Index Cessation Event が発生した場合（例えば、英ポンド LIBOR に関して 2 つの Pre-cessation Index Cessation Event が発生した場合）、当該 Relevant IBOR の他のテナーを利用した補間が不可能であること（Relevant IBOR の他の期間を利用した補間が可能な場合については、質問 6 (*Relevant IBOR* に係る特定のテナーのみが恒久的に廃止された場合、又は LIBOR については *Non-Representative* となった場合、どうなるか?) を参照。) を前提とすると、当該 Relevant IBOR のフォールバックの一部として適用されるスプレッドは、当該 Relevant IBOR に関する最初の Index Cessation Event が発生した日に公表されたスプレッドとなる。

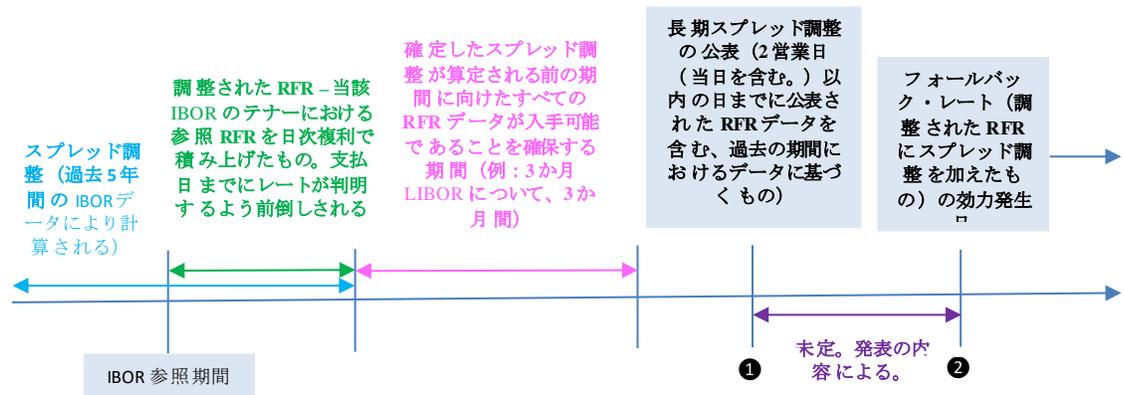
例えば、UK FCA が、2022 年 6 月に米ドル LIBOR が *Non-Representative* となることを 2022 年 1 月に発表し、さらに、米ドル LIBOR が実際に *Non-Representative* となるのは 2022 年 5 月であることを 2022 年 2 月に発表した場合、スプレッドは、2022 年 1 月（最初の発表があった時点）に固定及び公表され、フォールバックは 2022 年 5 月から適用される（当事者が相対で、公表停止前トリガーを不適用としていないことを前提とする。）。

C. 恒久的停止トリガーのみが適用される場合（例えば、LIBOR ではない Relevant IBOR について）、どうなるか？

公表停止前トリガーは、LIBOR Rate Options にのみ適用される。したがって、他の Relevant IBOR に係る Rate Options は、恒久的停止に係る Index Cessation Event に係るトリガーのみを規定する（質問 3 (*IBOR Fallbacks Supplement* は

何をするものか?) で触れた一時的な利用不能に関する規定も含まれる。)

以下の図表は、ある Relevant IBOR について、恒久的停止に係る Index Cessation Event のみが発生した場合に、スプレッドがいつ決定、つまり「固定」され、いつフォールバックが適用されるかを示している。



- ①: 恒久的停止に係る Index Cessation Event の発生。すなわち、IBOR が恒久的に利用停止する旨 (また、それによって、② の時点で IBOR が恒久的に利用停止すること (① と同時に発生し又は① よりも後に発生する場合もある)) の発表があったこと。
- ②: 恒久的停止に係る Index Cessation Effective Date の到来。すなわち、IBOR が実際に恒久的に利用停止したこと。

D. 相対で公表停止前トリガーをオプトアウトした場合、どうなるか?

質問 12 (IBOR Fallbacks Protocol の対象となる条項又は範囲を相対で合意することができるか?) で説明しているとおり、当事者は、相対の合意により、IBOR Fallbacks Protocol に含まれる公表停止前の事由に関する規定を不適用とすることが可能であり、ISDA はこのための修正文言の様式を提供している。

Bloomberg もまた、Bloomberg が第 2 スプレッド (すなわち、恒久的停止に関する公式の声明がなされ又は情報が公表される前の過去の期間におけるデータに基づくものであり、これは Pre-cessation Index Cessation Event を構成する声明がなされ又は情報が公表された後に、当該恒久的停止に係る声明がなされ又は当該情報が公表される場面を想定している。) を公表することにつき、関心があるかを判断するべく顧客と連携していく、としている。Bloomberg が第 2 スプレッドを公表する場合、当事者が相対の合意により公表停止前の事由に関する規定を不適用としたときは、恒久的停止後の

フォールバックの一部として当該スプレッドを適用することを検討することもできると思われる。

当事者が相対の合意により、公表停止前の事由に関する規定を不適用としかつ、Bloombergが第2スプレッドを公表しない場合（又は当事者相対の合意により、公表停止前の事由に関する規定を不適用とし、かつ、Bloombergが公表した第2スプレッドを適用しない場合）、恒久的停止に係る Index Cessation Eventの前に Pre-cessation Index Cessation Eventが発生したときは、スプレッド（フォールバックの一部を構成する。）は当該 Pre-cessation Index Cessation Eventが発生した日に決定、つまり「固定」されるが、フォールバックは Relevant IBOR が恒久的に廃止された日からのみ適用される（公表停止前の事由に関する規定が不適用とされ、当該通貨における LIBOR が Non-Representative となったときにはフォールバックが適用されないため。）。

E. Relevant IBOR が通常どおり観測された日に当該 Relevant IBOR が廃止された場合、どうなるか？

Relevant IBOR に係るすべてのテナーが廃止されることを想定すると（特定のテナーのみが恒久的に廃止された場合、又は LIBOR については、特定のテナーのみが Non-Representative となった場合については、質問6（*Relevant IBOR* に係る特定のテナーのみが恒久的に廃止された場合、又は *LIBOR* については *Non-Representative* となった場合、どうなるか？）を参照。）、Index Cessation Effective Date は、Relevant IBOR（又は当該 Relevant IBOR がシンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）若しくはタイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）の場合は米ドル LIBOR）が提供されなくなった最初の日、又は、LIBOR Rate Option については、当該 Relevant IBOR（又は当該 Relevant IBOR がシンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）若しくはタイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）の場合は米ドル LIBOR）が提供されなくなった最初の日若しくは LIBOR が Non-Representative となった最初の日である。

例えば、英ポンド LIBOR に係る Index Cessation Event を構成する発表において、英ポンド LIBOR が 2020 年 1 月 13 日（同日を含む。）以降は公表されないとされた場合、Index Cessation Effective Date は 2022 年 1 月 13 日となり、IBOR Fallbacks Supplement（及び IBOR Fallbacks Protocol）に定める英ポンド LIBOR に係るフォールバックは、2022 年 1 月 13 日（同日を含む。）から適用されることになる。これに対し、英ポンド LIBOR に係る Index Cessation Event を構成する発表において、英ポンド LIBOR が 2020 年 1 月 13 日より後には公表されないとされた場合、Index Cessation Effective Date は 2022 年 1 月 14 日となり、IBOR Fallbacks Supplement（及び IBOR Fallbacks Protocol）に

定める英ポンド LIBOR に係るフォールバックは、2022年1月14日（同日を含む。）から適用されることになる。

Relevant IBOR に係る Index Cessation Effective Date が、当該 Relevant IBOR が通常観測される日（例えば、GBP-LIBOR-BBA に係る Reset Date）に到来したことにより、当該日において Relevant IBOR に係るレートが公表されていない場合（又は、LIBOR については、当該日に公表されたレートが Non-Representative である場合）、IBOR Fallbacks Supplement（及び IBOR Fallbacks Protocol）における当該 Relevant IBOR に係るフォールバックは、当該日（例えば、GBP-LIBOR-BBA については、フォールバックを参照し当該 Reset Date に対応するレートが決定される。）から適用される。ただし、当該 Relevant IBOR が通常観測される日の当該 Relevant IBOR が通常観測される時刻において Relevant IBOR が公表されており（かつ、LIBOR については、当該日に公表されたレートが Non-Representative でなく）、当該日の当該時刻より後に初めて廃止された場合、当該日に対応するレートは、公表された Relevant IBOR（かつ、LIBOR については、Non-Representative でないもの）を参照し決定される。例えば、GBP-LIBOR-BBA について、当該 Reset Date のロンドン時間午前 11:55 に英ポンド LIBOR（Non-Representative でないことを前提とする。）が公表された場合、当該 Reset Date におけるレートは、当該公表された英ポンド LIBOR となり、Index Cessation Effective Date は、英ポンド LIBOR が通常であれば次に公表されたであろう日となる。フォールバックは、当該 Index Cessation Effective Date 以降に到来する Reset Date に適用される。

ある日において、指標性を有する LIBOR のレートが公表された後に、Pre-cessation Index Cessation Event を構成する発表が行われた場合、実際には、その効力は翌日以降に生じる（すなわち、Index Cessation Effective Date は最も早くに到来する翌日以降の、いかなる場合においても、当該 LIBOR のレートが Non-Representative となる日として規制当局の発表・声明において示される日となる。）。

6. Relevant IBOR に係る特定のテナーのみが恒久的に廃止された場合、又は LIBOR については Non-Representative となった場合、どうなるか？

Relevant IBOR の特定のテナーのみが恒久的に廃止される（又は LIBOR については Non-Representative となる）ものの、当該 Relevant IBOR のより短い又はより長いテナーが利用可能であり続ける（さらに LIBOR については Non-Representative とならない）ことがあり得る。

IBOR Fallbacks Supplement のセクション 8.5 の廃止された金利期間に係る規定（質問 3（*IBOR Fallbacks Supplement* は何をやるものか？））で言及されている。）で、

(i)ある ResetDate におけるレートが、廃止されたテナー（又は LIBOR については Non-Representative となったテナー）を参照することにより決定され、かつ、(ii) 少なくとも他の 2 つのテナーが利用可能であり（さらに LIBOR については Non-Representative ではなく）、それらのうち 1 つが廃止されたテナーよりも長く、かつ、もう 1 つが廃止されたテナーより短い場合、当該 Reset Date におけるレートは、廃止されたテナーの次に短い利用可能な（さらに LIBOR については Non-Representative でない）IBOR のテナーと、廃止されたテナーの次に長い利用可能な（さらに LIBOR については Non-Representative でない）IBOR のテナーとの間の補間により決定される。上記に該当するようなより短いテナー又はより長いテナーがない場合、IBOR のテナーの間で補間を行うことが不可能となり、Index Cessation Effective Date が到来したものとみなされる。すなわち、当該テナーにおける Relevant IBOR が廃止された（又は LIBOR については Non-Representative となった）場合、まず、補間による IBOR レートにフォールバックすることになる。調整されたリスク・フリー・レートにスプレッドを加算したレートへのフォールバックは、IBOR のテナー（LIBOR に係るテナーは Non-Representative でないもの）の間で補間を行うことが不可能となった場合にのみ適用される（すなわち、すべてのより短い IBOR 又はすべてのより長い IBOR も廃止された、又は LIBOR については Non-Representative となったことによる。）。IBOR のテナー（LIBOR に係るテナーは Non-Representative でないもの）の間で補間を行うことが不可能な場合、Index Cessation Event は、すべてのより短いテナー又はすべてのより長いテナーが廃止される（若しくは LIBOR については Non-Representative となる）ことが発表される当該発表の日（又は参照されるテナーがその発表により廃止される（若しくは LIBOR については Non-Representative となる）ことが発表される当該発表の日が後に到来する場合、当該日）に到来する。関連する Index Cessation Effective Date は、すべてのより短いテナー又はすべてのより長いテナーが廃止された（若しくは LIBOR については Non-Representative となった）最初の日（又は参照されるテナーが廃止された（若しくは LIBOR については Non-Representative となった）最初の日が後に到来する場合、当該日）となる。

Bloomberg は、公表された IBOR の値を参照することにより、実際にフォールバックが適用される前から、情報提供を目的として、「参考用の」スプレッドを既に公表している。ある Relevant IBOR のあるテナーが廃止される旨の発表が行われた場合、Bloomberg は、当該 IBOR の値を取得するために残存する IBOR のテナー（LIBOR については Non-Representative でないもの）の間で補間を行い、当該「参考用の」スプレッドを算定する。当該値は、スプレッドを決定するために、その後相当するリスク・フリー・レートのデータと比較されることになる。すべてのより短いテナー又はすべてのより長いテナーが廃止される（又は LIBOR については Non-Representative となる）旨の発表があった場合、当該スプレッドが決定、つまり「固定」される（すなわち、Bloomberg の IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book に定義される「Spread Adjustment Fixing Date」が到来する。）。当該 Spread Adjustment Fixing Date の後、関連する通貨及びテナーに係る

当該 IBOR に関して Bloomberg が公表するスプレッドは、変更されることはない。例えば、Relevant IBOR に係るあるテナーが廃止され、後日すべてのより短いテナーも廃止された場合、Bloomberg は、すべてのより短いテナーが廃止されるとする発表（又はより短いテナーの廃止について複数の発表が行われる場合、最後に残存するより短いテナーに関する発表）の後、スプレッドを決定、つまり「固定」する。

フォールバック・レート（スプレッドを含む。）の算定方法についての詳細を定める Bloomberg の IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book は、[こちら](#)を参照。

7. IBOR Fallbacks Supplement は、「Linear Interpolation」が適用される Calculation Periods や Compounding Periods（例えばスタブ期間又はその他の非標準的な期間）についての扱いはあるか？

IBOR Fallbacks Supplement は、「Linear Interpolation」が適用されると指定された Calculation Period 及び Compounding Period（例えばスタブ期間）につき明確な規定を設けている。2006 ISDA Definitions のセクション 8.3 に従って、2つのレート（そのうち1つは Calculation Period（又は Compounding Period）の期間よりも長いテナーに係るものであることが多い。）を参照して算出されるレートが用いられる Calculation Period（又は Compounding Period）については、期間調整されたリスク・フリー・レートにスプレッドを加えたものにフォールバックすることは有効に機能しない可能性があるためである。ここにおける問題点は、当該より長いテナーに対応する複利計算されたリスク・フリー・レート（標準的なフォールバックの構成要素である。）は、通常、当該より長いテナーの期間の終端まで判明しないということである（つまり、当該テナーより短い Calculation Period（又は Compounding Period）の終端に到来する Payment Date において判明していないということになる。）。

したがって、IBOR Fallbacks Supplement は、（2006 ISDA Definitions の新セクション 7.9(a)において）SOR 及び THBFIX 以外の、主要な IBORs に関して、以下のとおり定める。

- (i) Calculation Period（又は Compounding Period）の期間より短い期間及び長い期間に対応する IBOR レートが利用可能であり、かつ、LIBOR Rate Options については Non-Representative でない場合（又はセクション 8.3 に従い補間される代替の Designated Maturities を合意している場合には、合意された両期間に対応する IBOR レートがなお利用可能であり、かつ、LIBOR Rate Options については、Non-Representative でないとき）、2006 ISDA Definitions のセクション 8.3 に従い IBOR テナー間の「Linear Interpolation」が用いられる。

(ii) 上記質問6 (*Relevant IBOR*に係る特定のテナーのみが恒久的に廃止された場合、又は *LIBOR* については *Non-Representative* となった場合、どうなるか?) に記載のとおり、可能であれば(つまり、*Calculation Period* (又は *Compounding Period*) の期間より短い期間及び長い期間に対応する *IBOR* レートが存在している限り)、廃止された金利期間に係る規定に基づいて *IBOR* テナーの補間を行う。廃止された金利期間に係る規定は 2006 *ISDA Definitions* の新セクション 8.5 に定められており、同規定は、本来は補間の対象とはならなかったレートに、そして、従前補間のため用いられていたテナーについても、それが廃止された場合、又は *LIBOR* については *Non-Representative* である場合に、適用される。

(iii) 利用可能な(さらに *LIBOR Rate Option* については *Non-Representative* でない) テナーが、すべて、*Calculation Period* (又は *Compounding Period*) の期間より短い又は長い場合、廃止された金利期間に係る規定が適用されない場合、リスク・フリー・レートが *Calculation Period* (又は *Compounding Period*) の期間で複利計算され (*Payment Date* より前にレートが判明するようバックワード・シフトされる。)、これにスプレッドが追加される。スプレッドは、*Bloomberg* が公表する「固定」つまり「確定」されたスプレッドであって *Calculation Period* (又は *Compounding Period*) の期間の次に短いテナー及び次に長いテナーに係るものを補間することにより算出され、「固定」されたスプレッドであって次に短いテナー及び次に長いテナーのいずれかに係るものが存在しない場合(例えば、すべてのより長い *IBOR* テナー又はすべてのより短い *IBOR* のテナーがなお利用可能であるため、*Bloomberg* が公表する「参考用の」スプレッドのみが利用可能である場合)、*Calculation Period* (又は *Compounding Period*) に最も近いテナーに係る「固定」されたスプレッドが適用される。このことは、2006 *ISDA Definitions* のセクション 7.9 に規定されている。

例えば、「*Linear Interpolation*」が適用されると指定された4か月の *Calculation Period* について、3か月と6か月の英ポンド *LIBOR* を線形補間が適用されるべき特定の代替の *Designated Maturities* として当事者が合意した場合、6か月英ポンド *LIBOR* が廃止したときのレートは次のものとなる。

(i) 3か月及び12か月の英ポンド *LIBOR* が引き続き公表されている次の最も短いテナー及び最も長いテナーであり、かつ、これらが *Non-Representative* ではないことを前提とすると、3か月英ポンド *LIBOR* と12か月英ポンド *LIBOR* との補間によるレート。これは、2006 *ISDA Definitions* のセクション 8.5 に定める廃止された金利期間に係る規定に従うものである。

- (ii) さらに 12 か月英ポンド LIBOR も廃止され、従って 4 か月よりも長い英ポンド LIBOR テナーが残っていない場合、適用されるリスク・フリー・レート（つまり SONIA）を 4 か月の Calculation Period の期間で複利計算し（2 Applicable Reference Rate Business Days 分バックワード・シフトされる。）、6 か月及び 12 か月英ポンド LIBOR 以外の他の英ポンド LIBOR テナーが廃止されておらず、Non-Representative でないことを前提とすると、6 か月英ポンド LIBOR に係る「固定」されたスプレッドが適用される（Calculation Period に最も近いテナーに係る「固定」されたスプレッドであるため。）。6 か月英ポンド LIBOR よりも短いテナーで廃止された又は Non-Representative であるものが存在しないため、スプレッドは線形補間によっては決定できず、6 か月英ポンド LIBOR に係る固定されたスプレッドが適用される（IBOR Fallbacks Supplement により修正された、2006 ISDA Definitions のセクション 7.9 における「Interpolated Spread」の定義のパラグラフ(b)を参照。）。
- (iii) 12 か月英ポンド LIBOR 及び 4 か月の Calculation Period よりも短い他の 1 の IBOR テナーが廃止され又は Non-Representative となった場合（例えば、2 か月英ポンド LIBOR も廃止された場合）、適用されるリスク・フリー・レート（つまり SONIA）を 4 か月の Calculation Period の期間で複利計算し（2 Applicable Reference Rate Business Days 分バックワード・シフトされる。）、2 か月英ポンド LIBOR に係る「固定」されたスプレッド及び 6 か月英ポンド LIBOR に係る「固定」されたスプレッドの補間によるスプレッドが適用される。Calculation Period よりも短いテナーのいずれか（当該期間の次に短いものであるかにかかわらず）が廃止され、又は Non-Representative であり、当該廃止された又は Non-Representative であるより短いテナーに係る「固定」されたスプレッドが利用可能である限り、同様となる。例えば、2 か月英ポンド LIBOR が廃止されたが 3 か月英ポンド LIBOR が廃止されていない場合、2 か月英ポンド LIBOR に係る「固定」されたスプレッド及び 6 か月英ポンド LIBOR に係る「固定」されたスプレッドの補間によるスプレッドが適用される。

「Linear Interpolation」が適用されると指定された Calculation Period 又は Compounding Period に適用される規定の概要については、本 FAQ の Annex 記載の図表 B を参照。

SGD-SOR-WVAP 又は THB-THBFIX-Reuters が Floating Rate Option として適用される場合には、「Linear Interpolation」が適用されると指定された Calculation Periods（又は Compounding Periods）については新セクション 7.10 が別途規定を設けており、「Linear Interpolation」が適用すると指定されていないものの Designated Maturity よりも短い Calculation Periods（又は Compounding Periods）に

については新 Section 7.11 が規定を設けている。SOR 及び THBFIX については、米ドル LIBOR を基に計算されるため別の対応がなされることになる。

8. IBOR Fallbacks Protocol の効力が発生するのはいつか？

A. Protocol Effective Date はいつか？

Protocol Effective Date は 2021 年 1 月 25 日である。IBOR Fallbacks Protocol が効力を生じる時期に関する詳細は、下記質問 8.B (*IBOR Fallbacks Protocol* による修正を行うための合意がなされるのはいつか?) 及び質問 8.C (*IBOR Fallbacks Protocol* による修正が実際に行われるのはいつか?) を参照。

B. IBOR Fallbacks Protocol による修正を行うための合意がなされるのはいつか？

IBOR Fallbacks Protocol は、二者の Adhering Parties が締結した Protocol Covered Documents であって、その Protocol Covered Document Date が(i) Protocol Effective Date と(ii)その二者のうち後に IBOR Fallbacks Protocol を批准した者に係る批准日の遅い方の日より前のものを修正する。

IBOR Fallbacks Protocol において企図される修正を行うために ISDA に Adherence Letters を送付した二者の Adhering Parties の間の合意は、Implementation Date に効力を生じ (Implementation Date の時期については下記パラグラフを参照。)、Implementation Date (又は Protocol Covered Document Date が後に到来する場合、当該日) 以降、当該修正を行う合意は各 Protocol Covered Document の一部を構成する (質問 11 (*IBOR Fallbacks Protocol* はノバージョンされた取引に適用されるか?) も参照。)。このことは、Implementation Date 後に、一方当事者が IBOR Fallbacks Protocol の批准を撤回したとしても、当該当事者と既に IBOR Fallbacks Protocol を批准している他方当事者との間の Protocol Covered Documents に影響を及ぼさないことを意味する (Implementation Date が Protocol Effective Date よりも前に到来するため、当該 Protocol Covered Documents が未だ修正されていない場合であっても同様となる。)。撤回の詳細については質問 9.G (*IBOR Fallbacks Protocol* の批准を取り消すことはできるか?) を、Protocol Covered Documents に実際に修正が行われる時期の詳細については質問 8.C (*IBOR Fallbacks Protocol* による修正が実際に行われるのはいつか?) を参照。

いずれの Adhering Party も Agent でない場合、Implementation Date は、ISDA が当該二者の Adhering Parties のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領した日となる。一方当事者が Agent である場合、いつ Implementation Date の時期の詳細については質問 10 (投資運用会社、資産運用会社又はその他の Agent は、その Clients を代理して *IBOR Fallbacks Protocol* を批准することはできるか?) 及び質問 10.C (Agent が Client を代理して締結していないものの修正を行う権限を

有する *Protocol Covered Document* は、*Client* を代理する *Agent* によって批准することで、*IBOR_Fallbacks Protocol* に基づく修正がなされるか?) を参照。

IBOR_Fallbacks Protocol における *Implementation Date* は、特定の *Protocol Covered Document* について固有であって、二者の *Adhering Parties* 間において（特に、*Agent* が *Client* を代理して批准する場合）複数の *Implementation Date* が存在することがある。この点は、通常は当事者間に1つの *Implementation Date* だけが存在する他の *ISDA* プロトコルにおけるアプローチとは異なる。詳細については、質問 10.A (*Agent* は、そのすべての *Clients* を代理して批准することはできるか?)、質問 10.B (*Agent* は、特定の *Clients* のみを代理して批准することはできるか?)、質問 10.C (*Agent* が *Client* を代理して締結していないものの修正を行う権限を有する *Protocol Covered Document* は、*Client* を代理する *Agent* によって批准することで、*IBOR_Fallbacks Protocol* に基づく修正がなされるか?)、質問 10.F (*Client* が自ら *IBOR Fallbacks Protocol* を批准し、当該 *Client* を代理する *Agent* もまた当該 *Client* を代理して *IBOR Fallbacks Protocol* を批准した場合、*Protocol Covered Document* の *Implementation Date* はいつになるか?) 及び質問 10.G (*Client* を代理して *Protocol Covered Document* を締結した *Agent* が、当該 *Client* を代理して *IBOR Fallbacks Protocol* を批准し、当該 *Protocol Covered Document* を締結していないものの当該 *Protocol Covered Document* を修正する権限を有する他の *Agent* が *IBOR Fallbacks Protocol* を批准した上で、*Non-Agent Executed Protocol Covered Documents* の修正を代理する *Client* として当該 *Client* を特定した場合、当該 *Protocol Covered Document* の *Implementation Date* はいつになるか?) を参照。

C. *IBOR Fallbacks Protocol* による修正が実際に行われるのはいつか?

IBOR Fallbacks Protocol において企図される修正は、(i) *Implementation Date* と (ii) *Protocol Effective Date* の遅い方の日に実際に行われる。当該修正を行う合意が *Implementation Date* に行われることを踏まえると (*Implementation Date* の時期の詳細は、上記質問 8.B (*IBOR Fallbacks Protocol* による修正を行うための合意がなされるのはいつか?) を参照。)、当該修正を行う合意は書類が実際に修正される前に行われる可能性があることになろう。

当該修正は、*Protocol Effective Date*（又は *ISDA* が二者の *Adhering Parties* のうち後に批准した当事者から *Adherence Letter* を受領した日が後に到来する場合、当該日）よりも前に締結された *Protocol Covered Documents* に対してのみ行われることになる。したがって、二当事者が *Protocol Effective Date* よりも前に *IBOR Fallbacks Protocol* に批准する場合、*ISDA* が当該二者の *Adhering Parties* のうち後に批准した当事者から *Adherence Letter* を受領する日が *Protocol Effective Date* よりも前の日であることにかかわらず、*Protocol Effective Date* よりも前に締結され

た Protocol Covered Documents について、IBOR Fallbacks Protocol において企図される修正は Protocol Effective Date に効力を生じる。

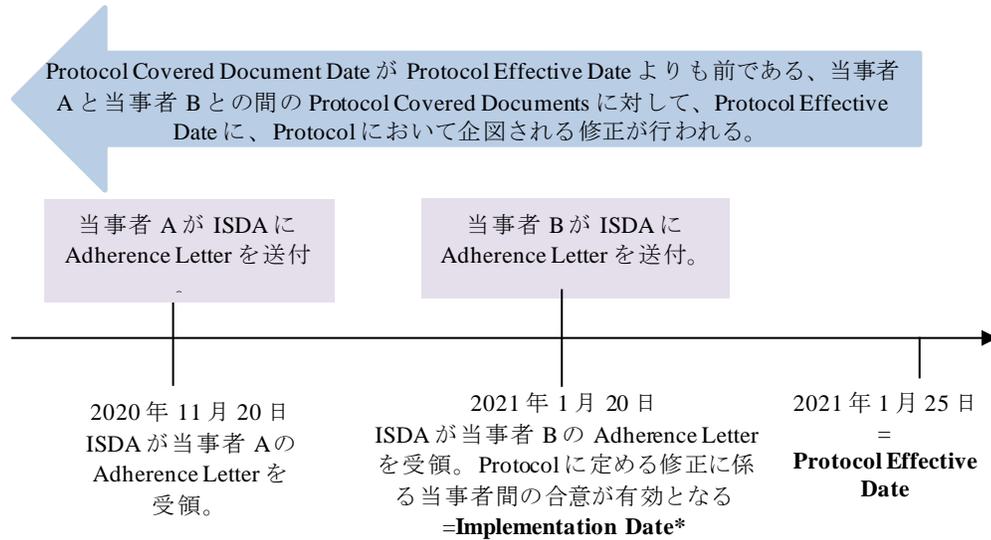
Protocol Effective Date よりも後に二当事者が IBOR Fallbacks Protocol に批准する場合、ISDA が当該二者の Adhering Parties のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領した日よりも前に締結された Protocol Covered Documents について、IBOR Fallbacks Protocol において企図される修正は Implementation Date に効力を生じる。

一方当事者が Protocol Effective Date よりも前に IBOR Fallbacks Protocol に批准し、他方当事者が Protocol Effective Date よりも後に IBOR Fallbacks Protocol に批准する場合、ISDA が当該二者の Adhering Parties のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領した日よりも前に締結された Protocol Covered Documents について、IBOR Fallbacks Protocol において企図される修正は Implementation Date に効力を生じる。

Protocol Covered Master Agreement が IBOR Fallbacks Protocol によって修正される場合、当該 Protocol Covered Master Agreement に基づいて締結される取引は、当該 Protocol Covered Master Agreement に基づく当該取引や関連するコンファメーションがそれぞれ Protocol Effective Date 又は Implementation Date よりも後に締結されるかにかかわらず、IBOR Fallbacks Protocol によって修正された当該 Protocol Covered Master Agreement の規定に従うことになる。例えば、Protocol Effective Date よりも後に締結したコンファメーションで規定される取引で、当該コンファメーションが「GBP-LIBOR-BBA」を参照し、Protocol Effective Date よりも前に締結された Protocol Covered Master Agreement を補完し、その一部を構成し又はその適用を受け、当該 Protocol Covered Master Agreement が 2006 ISDA Definitions を組み込んでいる場合、IBOR Fallbacks Supplement に定める GBP-LIBOR-BBA の定義において規定される英ポンド LIBOR に係るフォールバックが追加されることになる。

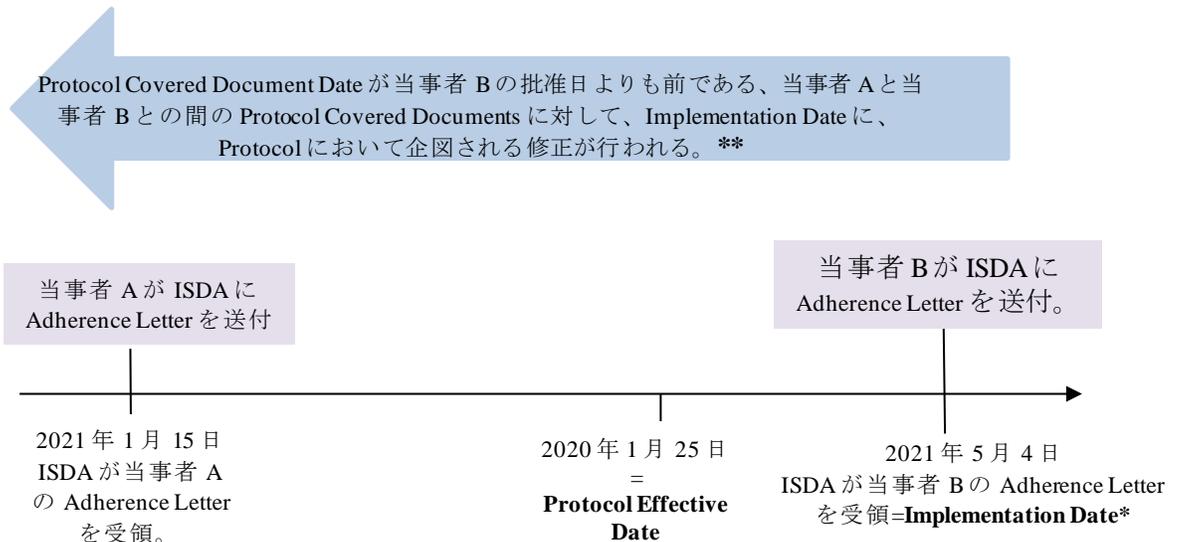
以下は参考例である。

参考例 A



Protocol Effective Date よりも前に両当事者が IBOR Fallbacks Protocol を批准する場合、Implementation Date と Protocol Effective Date との間に締結される Protocol Covered Document に IBOR Fallbacks Protocol の修正を組み込むことにつき両当事者の意図を定めることを検討する必要がある。

参考例 B



* Implementation Date は、Agent が Client を代理して締結した Protocol Covered Documents 及び Non-Agent Executed Protocol Covered Documents については異なる（詳細については質問 10（投資運用会社、資産運用会社又はその他の Agent は、その Clients を代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准することはできるか？）を参照。）。

** (i) Covered ISDA Definitions Booklet を組み込んでいる、又は Covered ISDA Definitions Booklet で「定義された」 Relevant IBOR を参照しているもの若しくは Relevant IBOR が Covered ISDA Definitions Booklet によって定められた意味を有するものとして規定しており、かつ、(ii) Protocol Effective Date よりも後に締結されたマスター契約、信用補完書類及びコンファメーションには、当事者が IBOR Fallbacks Protocol を批准するかにかかわらず、IBOR Fallbacks Supplement の規定が含まれる。

9. IBOR Fallbacks Protocol をどのように批准して実行すればよいか？

A. IBOR Fallbacks Protocol を批准するための終了日はあるか？

現在、IBOR Fallbacks Protocol の批准に関して終了日はない。ただし、ISDA は、ウェブサイト (www.isda.org) 上の「ISDA 2020 IBOR Fallbacks Protocol」というセクションにおける遅くとも 30 暦日前までの通知により（又はその他適切な手段により）、IBOR Fallbacks Protocol の終了日を指定する権利を留保する。

B. どのように Adherence Letter を提出すればよいか？

IBOR Fallbacks Protocol を批准しようとする各市場参加者は、ウェブサイト (www.isda.org) 上の「Protocols」というセクションにアクセスし、Adherence Letter の様式を作成するために必要な情報をオンラインベースで入力することになる。情報が入力された Adherence Letter を Protocol のシステムから直接ダウンロードするか又は電子メールにて受領した後、各 Adhering Party は、情報が入力された Adherence Letter に署名（「手書き」の署名は不要。）し、署名済みの Adherence Letter を PDF（ポータブル・ドキュメント・フォーマット）ファイルの形式で添付して Protocol のシステムにアップロードする。ISDA が署名済みの Adherence Letter を承認及び受諾した後、当該 Adhering Party は、同 Adhering Party が IBOR Fallbacks Protocol を批准したことを確認する電子メールを受領する。批准に関する手順は、以下を参照。

[How to Adhere to 2020 IBOR Fallbacks Protocol](#)（訳注：なお、和訳については、[こちら](#)を参照。）

C. 批准したことが公表されるか？

公開される。広く閲覧できるようにするため、署名権限者に関する詳細が編集された各 Adherence Letter の電子版が ISDA により公開される。批准した法主体の名称は、批准した者として批准日（Protocol Effective Date よりも前の場合がある。）とともに、ISDA のウェブサイトで公表される。

D. 署名権限者は誰か？

Adherence Letter の署名権限者は、批准する機関を拘束する法的権限を有する個人となる。

E. Adherence Letter の内容を変更することはできるか？

変更することができない。Adherence Letter は、IBOR Fallbacks Protocol において公表された様式と同じ様式で、プロトコルのウェブサイトで作成されたものでなければならない。

F. IBOR Fallbacks Protocol を批准するために費用はかかるか？

批准者の ISDA メンバーの種類及び批准する時期による。「ISDA Primary Member」である各 Adhering Party は、Adherence Letter を送付するまでに、手数料 500 米ドルを一括で ISDA に対して支払わなければならない。

「ISDA Primary Member」でない各 Adhering Party は、Protocol Effective Date よりも前に Adherence Letter を送付する場合、費用の支払は不要となる。

「ISDA Primary Member」でない Adhering Party が Protocol Effective Date 以降に Adherence Letter を送付する場合、当該 Adherence Letter を送付するまでに手数料 500 米ドルを一括で ISDA に対して支払うことを要する。

「ISDA Primary Member」の子会社や関連会社であって、それらの親会社のプライマリー・メンバーシップの便益を受ける者は、ISDA IBOR Fallbacks Protocol を批准する点においては「ISDA Primary Member」に分類され、したがって、ISDA IBOR Fallbacks Protocol を批准する法主体ごとに「ISDA Primary Member」としての費用の支払いを要する。

「ISDA Primary Member」である Agent がその Clients を代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准する場合（質問 10（投資運用会社、資産運用会社又はその他の Agent は、その Clients を代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准することはできるか？））を参照。）、当該 Agent は、Adherence Letter を送付するまでに手数料 500 米ドルを一括で ISDA に対して支払う必要がある。ただし、当該 Agent が代理する Client ごとに手数料 500 米ドルを支払う必要はない。

「ISDA Primary Member」でない Agent がその Clients を代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准し、Adherence Letter を Protocol Effective Date よりも前に送付する場合、ISDA に対して手数料を支払う必要はない。ただし、「ISDA Primary Member」でない Agent がその Clients を代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准し、Adherence Letter を Protocol Effective Date 以降に送付する場合、手数料 500 米ドルを一括で ISDA に対して支払う必要が

ある。ただし、当該 Agent が代理する Client ごとに手数料 500 米ドルを支払う必要はない。

ISDA は、25 以上の関連法主体について IBOR Fallbacks Protocol の批准を手配する法主体に対して、大口批准手数料を提供している。大口批准手数料の詳細については、protocolmanagement@isda.org まで連絡されたい。

G. IBOR Fallbacks Protocol の批准を取り消すことはできるか？

撤回することができる。Adhering Party は、Protocol Effective Date の後に、ISDA に対して、Revocation Date（当該 Adhering Party による Revocation Notice が ISDA に有効に送付された暦月の翌暦月における最終 Protocol Business Day となる。）を、当該 Adhering Party と他方 Adhering Party の間の Protocol Covered Document に関する Implementation Date が到来しうる最終日として指定する大要 IBOR Fallbacks Protocol の Exhibit 2 の様式による通知（以下「Revocation Notice」という。）を送付することができる。すべての Revocation Notice は書面により行われ、不可変の PDF（ポータブル・ドキュメント・フォーマット）ファイルの形式で添付して ISDA（isda@isda.org）に電子メールで送付する必要があり、送付された日に有効に送付されたものとみなされる。ただし、送付日に ISDA のロンドン・オフィスが休業日であるか、当該通知がロンドン時間午後 5 時以降に送付された場合、当該通知は、ISDA のロンドン・オフィスの翌開業日に有効に送付されたものとみなされる。

ISDA のすべてのプロトコルでも同様に、市場参加者が Revocation Notice を ISDA に対して送付した場合、当該通知は、関連する Revocation Date の前に批准した（かつ、批准に関連して必要となるすべての手続きを完了した場合をいい、それには、本人として批准する者については批准書を ISDA へ送付し、代理人については、批准書を ISDA へ送付し、かつ、対象となる顧客を特定すること又は Non-Agent Executed Protocol Covered Document を修正する権限の証拠を提供することなどの、代理人が選択する批准の方式による潜在的な追加手続を行うことを含む。）両当事者に係る Protocol Covered Documents に対して何ら影響を及ぼすものではない。むしろ、当該市場参加者が他方 Adhering Party との間で締結した Protocol Covered Documents が、当該他方 Adhering Party が Revocation Date よりも前に Protocol を批准していない場合（かつ、上記で説明しているとおり、批准に関連して必要となるすべての手続きを完了していない場合）に、IBOR Fallbacks Protocol により修正されないこととする効力を生じさせるのみとなる（すなわち、Revocation Notice の効果として、Revocation Date の後に到来したであろう Implementation Date（批准に関連して必要となるす

べての手続を両当事者が完了した日)を有する Protocol Covered Documents が、IBOR Fallbacks Protocolにより修正されないこととなる。)

Clientを代理する Agentが、当該 Clientを代理して IBOR Fallbacks Protocolを批准する場合(質問 10(投資運用会社、資産運用会社又はその他の Agentは、その Clientsを代理して IBOR Fallbacks Protocolを批准することはできるか?)を参照。)、当該 Clientが送付する Revocation Noticeは、以下のもの(いずれについても、その Implementation Dateは、当該 Clientによる Revocation Noticeに指定される Revocation Dateの後に到来するものとする。)につき IBOR Fallbacks Protocolにより修正されないこととする効力を生じさせる。

- a. 当該 Clientと他の Adhering Partyの間の Protocol Covered Documentであって、当該 Client自らが締結したもの又は当該 Agentが当該 Clientを代理して締結したもの
- b. Non-Agent Executed Protocol Covered Document(質問 10.C(Agentが Clientを代理して締結していないものの修正を行う権限を有する Protocol Covered Documentは、Clientを代理する Agentによって批准することで、IBOR Fallbacks Protocolに基づく修正がなされるか?)を参照。)

Agentの Clientが IBOR Fallbacks Protocolを直接批准し、当該 Clientを代理する当該 Agentもまた当該 Clientを代理して IBOR Fallbacks Protocolを批准する場合、当該 Agentが当該 Clientを代理して送付する Revocation Noticeは、当該 Clientが他の Adhering Partyとの間で締結した Protocol Covered Document(当該 Agentにより締結された場合を含む。)に係る Implementation Dateが Revocation Dateよりも後に到来しないこととするものではない。

Implementation Dateの到来時期に関する詳細は、質問 8.B(IBOR Fallbacks Protocolによる修正を行うための合意がなされるのはいつか?)を参照。

H. IBOR Fallbacks Protocolを批准することなく、IBOR Fallbacks Protocolによって企図される修正を契約書に盛り込むことはできるか?

可能である。ISDAは、いずれも当事者が IBOR Fallbacks Protocolの Attachmentの条項を、IBOR Fallbacks Protocolを批准することなく書類に適用することを可能とする、「ショートフォーム」及び「ロングフォーム」の相対修正契約の雛形を公表している。これらの様式は、Attachmentの条項をすべて含む(「ロングフォーム」)か、Attachmentの条項を相互に参

照（「ショートフォーム」）するものである。これらの相対での修正契約の雛形は、**ISDA Create**でも利用可能である。

10. 投資運用会社、資産運用会社又はその他の Agent は、その Clients を代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准することはできるか？

批准できる。Agent は、そのすべての又は一部の Clients を代理して、IBOR Fallbacks Protocol を批准することができる。

A. Agent は、そのすべての Clients を代理して批准することはできるか？

批准できる。Agent が、Agent の地位において IBOR Fallbacks Protocol を批准し、Clients（Non-Agent Executed Protocol Covered Documents を修正することを希望する Clients がいる場合は、当該 Clients を除く。）を特定しないことを選択した場合、当該 Agent が当該 Clients を代理して締結した Protocol Covered Documents を修正するために、当該 Agent が代理するすべての Clients を代理して批准することになる。当該 Protocol Covered Documents の Implementation Date は、ISDA が二者の Adhering Parties のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領した日とする。

一部の Clients のみを代理した批准については、質問 10.B（Agent は、特定の Clients のみを代理して批准することはできるか？）を参照。Non-Agent Executed Protocol Covered Documents の修正については、質問 10.C（Agent が Client を代理して締結していないものの修正を行う権限を有する Protocol Covered Document は、Client を代理する Agent によって批准することで、IBOR Fallbacks Protocol に基づく修正がなされるか？）を参照。

B. Agent は、特定の Clients のみを代理して批准することはできるか？

批准できる。Agent は、2つの異なる方法によって特定の Clients のみを代理して批准することができる。

特定された Clients を代理する批准

第一に、Agent が、特定の指定された又はその他特定された Clients についてのみ、当該 Agent が当該 Clients を代理して締結した Protocol Covered Documents を修正するために批准することを希望する場合、IHS Markit が提供する ISDA Amend プラットフォームをはじめとする、業界において一般に利用可能なオンラインのプラットフォーム（以下「Platform」という。）を通じて、当該 Clients を具体的に指定又は特定する必要がある。当該 Protocol Covered Documents の Implementation Date は、Agent が当該 Client の名称又は識別情報を他方 Adhering Party に伝達した日として Platform に

表示される日（又は代理人としての ISDA が他方 Adhering Party から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）である。

Agent が、代理して批准する特定の Clients につき、当該 Agent が当該 Clients を代理して締結した Protocol Covered Documents を修正するために Platform を通じて具体的に指定又は特定し、その Adherence Letter を ISDA が受領した後さらに Clients を当該リストに追加することを希望する場合、当該 Agent は、Platform を通じて追加される Clients を指定又は特定することによって追加を行うことができる。他方 Adhering Party と当該追加された Client との間において、Implementation Date は、当該 Agent と当該 Adhering Party との間で別段の合意がない限り、当該 Agent が追加される Client の名称又は識別情報を他方 Adhering Party に対して伝達する日（又は代理人としての ISDA が当該他方 Adhering Party から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）となる。

Agent は、Platform を通じて、指定又は特定された Clients に係る異なるリストを異なる他方当事者に対して送付することもできる（すべての他方当事者に対して同一のリストを送付する必要はない。）。

除外される Clients として特定された者を除くすべての Clients を代理する批准

上記に代わる方法として、Agent が特定の除外される Clients を除くすべての代理する Clients につき、当該 Agent が当該 Clients を代理して締結した Protocol Covered Documents を修正するために批准することを希望する場合、ISDA が二者の Adhering Parties のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領する日以前に、当該除外される Clients を、Platform を通じて具体的に指定又は特定する必要がある（当該日より後に Agent Protocol Covered Document に追加された新規の Clients であって、Agent Protocol Covered Document に追加されると同時に除外することのできる Clients を除く。）。

除外される Clients として指定又は特定されていないすべての Clients 及び Agent が当該 Clients を代理して締結した Protocol Covered Document に係る Implementation Date は、ISDA が二者の Adhering Parties のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領する日となる。ISDA が二者の Adhering Parties のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領する日以前に、Platform を通じて除外される Clients として指定又は特定される Clients が存在しない場合、Agent が Protocol Covered Document を締結したすべての Clients について、当該 Protocol Covered Documents において、当該日が Implementation Date となる（当該日より後に Agent Protocol

Covered Document に追加された新規の Clients を除く。下記質問 10.E (Agent が *IBOR Fallbacks Protocol* を批准した後、Client を *Agent Protocol Covered Document* であるアンブレラ契約の当事者に追加した場合、どうなるか?) を参照。)

Agent がある Client を批准から除外される者として具体的に指定又は特定する場合、Agent は、ISDA がその Adherence Letter を受領する日の後に、Platform を通じて当該 Client を除外される Clients のリストから削除することができる。その他のすべての Adhering Party と当該 Client との間において、Implementation Date は、当該 Agent と当該 Adhering Party との間で別段の合意がない限り、当該 Client が除外される Clients のリストから削除されることを Agent が他方 Adhering Party に対して伝達した日として Platform に表示される日 (又は代理人としての ISDA が当該他方 Adhering Party から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日) となる。

Agent はまた、Platform 上で、除外される Clients に係る異なるリストを異なる他方当事者に対して送付することもできる (すべての他方当事者に対して同一の除外される Clients に係るリストを送付する必要はない。)

Non-Agent Executed Protocol Covered Documents の修正について、質問 10.C (Agent が Client を代理して締結していないものの修正を行う権限を有する Protocol Covered Document は、Client を代理する Agent によって批准することで、*IBOR Fallbacks Protocol* に基づく修正がなされるか?) を参照。

- C. Agent が Client を代理して締結していないものの修正を行う権限を有する Protocol Covered Document は、Client を代理する Agent によって批准することで、*IBOR Fallbacks Protocol* に基づく修正がなされるか?

Adherence Letter における Agents の選択

Agent は、Adherence Letter において、*IBOR Fallbacks Protocol* における修正を以下の(i)又は(ii)のいずれに適用するかを選択することができる。

- (i) Agent が代理して批准するすべての Clients について、当該 Client を代理して Agent が締結した各 Protocol Covered Document (Option 1) (この場合、Agent は、質問 10.A (Agent は、そのすべての Clients を代理して批准することはできるか?) 又は質問 10.B (Agent は、特定の Clients のみを代理して批准することはできるか?) にそれぞれ記載のとおり批准する。)
- (ii) (A) Agent が批准するすべての Clients について、当該 Client を代理して Agent が締結した各 Protocol Covered Document 及び(B) Agent が

IBOR Fallbacks Protocol のサブパラグラフ 3(g)(ii)(B)(II)が適用される Client として Platform を通じてその名称若しくは識別情報を他方 Adhering Party に対して伝達した Clients について、当該 Agent がこれらの Client を代理して締結しなかった各 Protocol Covered Document であって、当該 Agent が当該 Client から修正を行う権限を付与されているもの (Option 2)

上記サブパラグラフ(ii)(A)において、Agent は上記質問 10.A (Agent は、そのすべての Clients を代理して批准することはできるか?) 又は 10.B (Agent は、特定の Clients のみを代理して批准することはできるか?) に記載の方法のうち 1 つを用いて批准することになる。Agent が Adherence Letter において Option 2 を選択した場合、当該 Agent が Client を代理して締結しなかった各 Protocol Covered Document であって、当該 Agent が当該 Client から修正を行う権限を付与されているものを代理して修正しようとする当該 Clients (つまり、IBOR Fallbacks Protocol のサブパラグラフ 3(g)(ii)(B)(II)が適用される Clients) について、当該 Agent は、他方 Adhering Party に対して、Platform を通じて伝達する必要がある。つまり、Agent が特定の Clients のみを代理して批准することを選択し (質問 10.B (Agent は、特定の Clients のみを代理して批准することはできるか?) を参照。)、Adherence Letter において Option 2 を選択した場合、Agent は Platform を通じて 2 つの Clients のリスト (1 つは、質問 10.B (Agent は、特定の Clients のみを代理して批准することはできるか?) に記載のとおり、対象外の Clients 又は対象となる Clients のリストであり、もう 1 つは、Agent が締結しなかった各 Protocol Covered Documents であって、当該 Agent が Client から修正を行う権限を付与されているものを修正しようとする場合の当該 Clients のリストである。) 送付する必要がある。

上記サブパラグラフ(ii)(B)に記載された書類は「Non-Agent Executed Protocol Covered Documents」という。なお、Agent が Client から修正を行う権限を付与されていない書類は、Non-Agent Executed Protocol Covered Documents を構成せず、当該対象の Client 又は当該対象の Client を代理して書類を締結した Agent のいずれかが当該書類を修正するために IBOR Fallbacks Protocol に批准しない限り (そして相手方も批准することを前提とする。)、IBOR Fallbacks Protocol に基づき修正されることはない。

Agent が Non-Agent Executed Protocol Covered Documents を修正するために他方 Adhering Party に対して Client の名称又は識別情報を伝達する日として Platform に表示される日が「Identification Date」となる。Agent は、自らが修正しようとする Non-Agent Executed Protocol Covered Documents につき、異なる相手方に対して異なる Clients のリストを送付することができるため、Platform において特定される Identification Date は、特定の相手方に対

し Client が指定又は特定された日となる（つまり、Client が Platform を通じて特定の相手方に特定された日であり、したがって、異なる相手方ごとに異なる場合がある。）。

Agent が IBOR Fallbacks Protocol に批准し、Adherence Letter において Option 2 を選択した場合、（上記質問 10.A（Agent は、そのすべての Clients を代理して批准することはできるか？）又は 10.B（Agent は、特定の Clients のみを代理して批准することはできるか？）にそれぞれ記載の方法のうち 1 つに従い）Agent が代理して批准する Client であって、Agent による Non-Agent Executed Protocol Covered Documents の修正に係る Client として Platform を通じて当該 Agent が特定する者について、以下(i)及び(ii)が IBOR Fallbacks Protocol の規定に従い修正される。

- (i) Agent が Client を代理して締結した各 Protocol Covered Documents（Option 1 によっても修正可能であったもの）
- (ii) 各 Non-Agent Executed Protocol Covered Documents

Clients の特定及び権限に係る証拠提供の要件

Agent が批准書において Option 2 を選択した場合、（Non-Agent Executed Protocol Covered Documents についてのみ）Agent は次のことを行う必要がある。

- (a) Platform を通じて、修正しようとする Non-Agent Executed Protocol Covered Documents に係る Clients を特定すること。当該 Clients の特定は、Agent が Clients を代理して締結した Protocol Covered Documents を修正するために、当該 Agent が代理して批准する Clients を特定することとは別に行われる。
- (b) Non-Agent Executed Protocol Covered Document のみに関して、相手方からの書面（電子メールによる場合を含む。）による要請を受けた後、合理的に可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合においても当該要請の 15 暦日後の日の終了時までには、当該書類を修正する Agent の権限を証明する、相手方がその単独の裁量において満足する合理的な証拠を提供すること

ただし、

- (I) ISDA が Agent と他方 Adhering Party のうち後に批准した者から Adherence Letter を受領した日より前に、当該 Agent が相手方に対して、当該 Client が当該 Agent をその代理として行為するものとし

て指名し、かつ、IBOR Fallbacks Protocolにおいて企図される修正を Non-Agent Executed Protocol Covered Documents に対して行う権限（当該権限が明示的に IBOR Fallbacks Protocol に言及するものであるかを問わない。）を与える契約（投資顧問契約等）の写し又は関連のある抄本を送付した場合、相手方が当該契約又は関連のある抄本の追加の写しを要請する（当該要請は書面（電子メールによる場合を含む。）によって行われることを要し、Identification Date 又は ISDA が相手方から Adherence Letter を受領した日のいずれか遅い方の日から 15 暦日後の日の終了時までに行われるものとする。）権利を有することを条件として、(a)相手方が当該契約又は関連のある抄本の追加の写しを要請しないときは、Identification Date 又は ISDA が相手方から Adherence Letter を受領した日のいずれか遅い方の日から 15 暦日後の日の終了時に、又は(b)相手方が当該契約又は関連のある抄本の追加の写しを要請するときは、相手方に対して追加の写しが送付された日に、当該 Agent は相手方にとって合理的に満足することのできる証拠を提供したとみなされるものとする。

(II) 相手方が、Identification Date 又は ISDA が相手方から Adherence Letter を受領した日のいずれか遅い方の日から 15 暦日後の日の終了時まで当該証拠を要請しない場合、Agent は、当該 15 暦日後の日の終了時点で、相手方にとって合理的に満足することのできる証拠を提供したとみなされるものとする。

(III)かかる証拠の送付後、当該証拠送付後 15 暦日後の日の終了時まで相手方が Agent に対して異議を通知しない限り、Agent は、当該 15 暦日後の日の終了時に、相手方にとって合理的に満足することのできる証拠を提供したとみなされるものとする（なお、上記サブパラグラフ(I)に従う。）。

(IV)以下のいずれかの事由が生じた場合、Agent の Client と当該相手方との間の Non-Agent Executed Protocol Covered Documents は IBOR Fallbacks Protocol により修正されないものとする。このことは、相手方が追加の証拠を要請し、Agent が当該証拠を提供する権利を妨げるものではない。

- a. 相手方からの書面による要請後、Agent が相手方に対して当該契約書を修正する権限を証明する証拠を（又は上記サブパラグラフ(I)が適用される場合には、関連する契約若しくは抄本の追加の写しも併せて）、相手方による書面による要請が行われてから 15 暦日後の日の終了時まで提供しないとき

- b. 相手方が、Agent の提供した証拠が満足できるものではないと判断し、その旨を Agent に対して当該証拠が送付された日から 15 暦日後の終了時までには通知した場合（なお、上記サブパラグラフ(I)に従う。）

他方 Adhering Party に対してこの証拠を提供しなかったことは、当該 Non-Agent Executed Protocol Covered Document に基づく Potential Event of Default 若しくは Event of Default（いずれも当該各 ISDA Master Agreement に定義される。）若しくは類似する事由を生じさせず、又は他の契約上の請求権を発生させないものとする。

Agent が Non-Agent Executed Protocol Covered Documents を代理して修正する Clients のリストへの Clients の追加

Agent が IBOR Fallbacks Protocol を批准し、その批准書において Option 2 を選択した上で、Non-Agent Executed Protocol Covered Documents の修正を希望する 1 以上の Clients を具体的に指定又は特定した場合、代理人としての ISDA が Adherence Letter を受領した日の後、Non-Agent Executed Protocol Covered Documents の修正を希望する追加の Clients を（Platform を通じて）指定又は特定することができる。

Agent が Client から修正権限を付与された Non-Agent Executed Protocol Covered Document について、Agent は上記に定める手続に従ってその権限に係る証拠を提供する必要がある。

Non-Agent Executed Protocol Covered Documents に係る Implementation Date

Agent が Protocol を批准し、その批准書において Option 2 を選択した場合、各 Non-Agent Executed Protocol Covered Document に係る Implementation Date は、当該 Agent が、他方 Adhering Party に対して、当該 Agent の当該 Non-Agent Executed Protocol Covered Document 証拠を修正する権限を証明する証拠を提供したものとみなされる日（上記で説明される。）とし、当該 Non-Agent Executed Protocol Covered Documents にのみ関して、当該日に効力が生じたものとみなされる。

- D. Agent と他方当事者の両者が IBOR Fallbacks Protocol を批准した後、Protocol Effective Date の前に、当該 Agent が Protocol Covered Document であるアンブレラ契約を他方当事者と締結した場合、どうなるか？**

包括契約は、Protocol Effective Date において、IBOR Fallbacks Protocol で企図された修正を含むものとして修正される（ただし、包括契約が Protocol

Covered Document である場合に限る（質問 4.C（*Protocol Covered Documents* とは何か？）を参照。）。）。Agent 及び相手方の両者が、Protocol Effective Date の前に IBOR Fallbacks Protocol を批准した場合、Implementation Date と Protocol Effective Date の間に締結される Protocol Covered Document に IBOR Fallbacks Protocol による修正を組み込むことについて、両者の意図を定めることを検討する必要がある。

E. Agent が IBOR Fallbacks Protocol を批准した後、Client を Agent Protocol Covered Document であるアンブレラ契約の当事者に追加した場合、どうなるか？

すべての Clients（又は特定された Clients を除くすべての Clients）を代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准した Agent が、ISDA が Agent 又は相手方のうち後に批准した者から Adherence Letter を受領した日の後に、Agent Protocol Covered Document である包括契約に Client を追加した場合、他方 Adhering Party（つまり相手方）との間で当該契約の条項につき別段の合意がない限り、新しい Client は IBOR Fallbacks Protocol において企図される修正に従うものとする。これは、新しい Client が追加された時に生じることとなった当該契約は、当該修正を組み込んだことによる。新しい Client と相手方との間における Implementation Date は、当該包括契約に新しい Client が追加された日となる。

ただし、Agent が特定の指定又はその他特定された Clients のみを代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准した場合（かつ、Platform を通じて当該 Clients を具体的に指定又は特定した場合）、包括契約が新しい Client と他方 Adhering Party（つまり相手方）との間で修正されるために、ISDA が Agent 又は相手方のうち後に批准した者から Adherence Letter を受領した日の後、Agent は、Agent Protocol Covered Document である包括契約に追加された新しい Client の識別情報（当該 Client の取引主体識別子を含む。）を伝達する必要がある。当該新しい Client と相手方との間における Implementation Date は、Agent が Platform を通じて当該新しい Client の識別情報を他方 Adhering Party（つまり相手方）に対して伝達する日として Platform 上に表示される日となる。

F. Client が自ら IBOR Fallbacks Protocol を批准し、当該 Client を代理する Agent もまた当該 Client を代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准した場合、Protocol Covered Document の Implementation Date はいつになるか？

Agent が Client を代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准し、当該 Client もまた自らの権限に基づき IBOR Fallbacks Protocol を批准した場合、Agent が

当該 Client を代理して締結した Protocol Covered Document の Implementation Date は、以下のうちいずれか早く到来する日となる。

- (a) ISDA が相手方又は当該 Client のうち後に批准した者から Adherence Letter を受領した日
- (b) ISDA が相手方又は Agent のうち後に批准した者から Adherence Letter を受領した日（又は Agent が特定の Clients のみを代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准する場合、当該 Client が指定若しくは特定された日として Platform 上に表示される日若しくは代理人としての ISDA が相手方から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）

例えば、相手方が最初に批准し、次に Client が直接批准し、それから当該 Client を代理して Agent が批准した場合、Implementation Date は当該 Client が批准した日となる。これらが Protocol Effective Date の前に発生した場合、関連する Protocol Covered Document は Protocol Effective Date に修正される。これらが Protocol Effective Date の後に発生した場合、当該 Protocol Covered Document は、ISDA が当該 Client から Adherence Letter を受領した日に修正される。

G. Client を代理して Protocol Covered Document を締結した Agent が、当該 Client を代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准し、当該 Protocol Covered Document を締結していないものの当該 Protocol Covered Document を修正する権限を有する他の Agent が IBOR Fallbacks Protocol を批准した上で、Non-Agent Executed Protocol Covered Documents の修正を代理する Client として当該 Client を特定した場合、当該 Protocol Covered Document の Implementation Date はいつになるか？

ある Agent (Agent 1) がある Client を代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准し、Non-Agent Executed Protocol Covered Documents の修正を希望する Client として当該 Client を特定し、さらに、別の Agent (Agent 2) が同じ Client を代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准した場合、Client を代理して Agent 2 が締結し、かつ、Agent 1 が修正権限を有する Protocol Covered Document に係る Implementation Date は、以下のうちいずれか早く到来する日となる。

- (a) Agent 1 が、Non-Agent Executed Protocol Covered Document を修正する自らの権限を証明するのに足る証拠を提供したものとみなされた日 (IBOR Fallbacks Protocol のパラグラフ 3(g)(iv)に定められ、質問 10.C (Agent が Client を代理して締結していないものの修正を行う権限を有する Protocol Covered Document は、Client を代理する Agent によっ

て批准することで、*IBOR_Fallbacks Protocol* に基づく修正がなされるか?) で説明される。)

- (b) ISDA が相手方又は Agent 2 のうち後に批准した者から Adherence Letter を受領した日 (又は Agent 2 が特定の Clients のみを代理して IBOR Fallbacks Protocol を批准した場合、当該 Client が指定若しくは特定された日として Platform 上に表示される日若しくは代理人としての ISDA が相手方から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日)

例えば、相手方が最初に IBOR Fallbacks Protocol を批准し、次に Agent 1 が批准した上で Non-Agent Executed Protocol Covered Document を修正する権限を証明するに足る証拠を提供したものとみなされ、その後 Agent 2 が Protocol Covered Documents を代理して締結したすべての Clients (当該特定の Client を含む。) を代理して批准した場合、当該 Non-Agent Executed Protocol Covered Document の Implementation Date は、Agent 1 が Non-Agent Executed Protocol Covered Document を修正する権限を証明するに足る証拠を提供したものとみなされた日となる (質問 10.C (Agent が Client を代理して締結していないものの修正を行う権限を有する Protocol Covered Document は、Client を代理する Agent によって批准することで、*IBOR Fallbacks Protocol* に基づく修正がなされるか?) を参照。)。当該 Implementation Date が Protocol Effective Date の前である場合、当該 Protocol Covered Document は当該 Protocol Effective Date に修正される。また、当該 Implementation Date が Protocol Effective Date の後である場合、当該 Protocol Covered Document は当該 Implementation Date (すなわち、Agent 1 が Non-Agent Executed Protocol Covered Document を修正する権限を証明するに足る証拠を提供したものとみなされた日) に修正される。

11. IBOR Fallbacks Protocol はノバージョンされた取引に適用されるか?

当事者が IBOR Fallbacks Protocol を批准したことで IBOR Fallbacks Protocol に基づき修正された Protocol Covered Confirmation により規定された取引がノバージョンされた場合、ノバージョンされた取引の一方当事者又は両当事者が Adhering Parties でときであっても、当該取引は IBOR Fallbacks Protocol において企図される修正を継続して含むことになる。このことは、IBOR Fallbacks Protocol において企図される修正は、ノバージョンされた取引に係る条項の一部を構成することによる。同様に、Covered ISDA Definitions Booklet を組み込んでいる Protocol Covered Master Agreement に基づいて二者の Adhering Parties の間で取引が締結され、そのため、当該取引に関連するコンファメーションにおいて関連する IBOR Rate Option (例えば「GBP-LIBOR-BBA」) への参照は新しいフォールバックを含み、かつ、当該取引がその後 IBOR Fallbacks Protocol を批准していない当事者

へノバージョンされ、ノバージョン後は「Protocol Covered Master Agreement」でないマスター契約により規律されることになる場合、当該取引は継続して IBOR Fallbacks Protocol において企図された修正を含む。これは、当該修正が、ノバージョンされた取引に係る条項の一部を構成することによる。

これに対し、ある取引が Adhering Party と批准していない当事者の間で締結され、そのため、コンファメーションは IBOR Fallbacks Protocol において企図される修正を含まず、当該取引がその後ノバージョンされ、これにより批准していない当事者が Adhering Party と入れ替わった場合、IBOR Fallbacks Protocol において企図される修正は当該ノバージョンされた取引には適用されない。当事者は、IBOR Fallbacks Protocol において企図される修正を含むことを望む場合、ノバージョン手続の一部として行う必要がある。

当事者がノバージョン手続を契約書として規定する場合において、ISDA 2002 Novation Agreement の様式を使用するときは、当該当事者は、以下の文言を追加することによって、IBOR Fallbacks Protocol において企図される修正を組み込むことができる。

「[Remaining Party]⁶及びTransferee は、(i) 2020 年 10 月 23 日に ISDA が公表した ISDA 2020 IBOR Fallbacks Protocol (以下「IBOR Fallbacks Protocol」という。)の Attachment の条項が、各 New Transaction に組み込まれ、適用されること、(ii) Remaining Party 及びTransferee は、当該当事者間においてそれぞれ IBOR Fallbacks Protocol における「Adhering Party」であるものとみなされ、(iii) IBOR Fallbacks Protocol における「Protocol Covered Document」の言及は、各 New Transaction への言及を含むものとみなされること、及び(iv) (A) Covered ISDA Definitions Booklet において「定義された」Relevant IBOR を参照し、若しくはその他の方式で Relevant IBOR が Covered ISDA Definitions Booklet によって定められた意味を有するものとして規定している各 New Transaction (ただし、かかる Covered ISDA Definitions Booklet が当該 New Transaction において完全な形で組み込まれているかを問わない。)又は(B) Relevant IBOR (どのように定義されるかを問わない。)を参照する各 New Transaction が、ISDA 2020 IBOR Fallbacks Protocol の Attachment パラグラフ 5 又は 6 がそれぞれ適用される Protocol Covered Document であるとみなされることが、[Novation Date]⁷ (当日を含む。)において効力を生じること

⁶ 当該文言は、2 者の Transferors と 2 者の Transferees からなる 4 当事者間のノバージョン契約ではなく、一方当事者が Remaining Party であることを前提とする。

⁷ Novation Date が、IBOR Fallbacks Protocol において特定される Protocol Effective Date の前に到来する場合、当事者は、ISDA 2020 IBOR Fallbacks Protocol の Attachment の条項を組み込むことが Protocol Effective Date から効力を生じるかについて検討する必要がある。当該文言を使用する場合、当事者は、各当事者がその後に IBOR Fallbacks Protocol を批准する状況 (又は一方当事者が既に批准している場合、他方当事者がその後批准するとき) における不一致に対応する追加の文言を追加することの要否について検討する必要がある。当事者は、当該状況に対応する雛形の文言を含む、ISDA が公表した *Template*

合意する。」 (「The [Remaining Party] and the Transferee agree that, with effect from and including the [Novation Date], (i) the terms of the Attachment to the ISDA 2020 IBOR Fallbacks Protocol published by ISDA on October 23, 2020 (the “**IBOR Fallbacks Protocol**”) are incorporated into and apply to each New Transaction, (ii) the Remaining Party and the Transferee will each be deemed to be an ‘Adhering Party’ with respect to the IBOR Fallbacks Protocol as between themselves, (iii) references in the IBOR Fallbacks Protocol to a ‘Protocol Covered Document’ will be deemed to include references to each New Transaction and (iv) each New Transaction which (A) references a Relevant IBOR “as defined” in, or otherwise provides that the Relevant IBOR has the meaning given in, a Covered ISDA Definitions Booklet (regardless of whether such Covered ISDA Definitions Booklet is incorporated in full in that New Transaction), or (B) references a Relevant IBOR (howsoever defined), will be deemed to be a Protocol Covered Document to which, respectively, paragraph 5 or paragraph 6 of the Attachment to the IBOR Fallbacks Protocol applies.」)⁸

IBOR Fallbacks Protocolはまた、IBOR Fallbacks Protocolにおいて企図される修正を行う合意は、Implementation Date (Protocol Covered Document Date が後に到来する場合、当該日) から、各 Protocol Covered Document の一部を構成すると定めている。すなわち、2当事者が Protocol Effective Date の前に IBOR Fallbacks Protocol を批准した場合、IBOR Fallbacks Protocol において企図される修正を行う合意は、2番目に批准した当事者の批准日 (Protocol Covered Document Date が後に到来する場合、当該日) から、当該当事者間において Protocol Covered Document の一部を構成する。ただし、新しいフォールバック及び関連規定を実際に含める修正は、Protocol Effective Date まで効力を生じない。当該 Adhering Parties が、Protocol Covered Confirmation により規定された取引を、Implementation Date 後であり Protocol Effective Date 前に、ノバージョンした場合、当該取引は、ノバージョン後の一方当事者又は両当事者が Adhering Parties でないときであっても、Protocol Effective Date から IBOR Fallbacks Protocol において企図される修正を含むものとする。これは、IBOR Fallbacks Protocol において企図される修正を行う合意が、ノバージョンされた取引に係る条項の一部を構成することによる。

*Form of Amendment for short-form bilateral adoption of the terms of the ISDA 2020 IBOR Fallbacks Protocol in existing agreements (Principal Version)*の paragraph 1 を参照することもできる。

Transferee が Protocol Effective Date の前に IBOR Fallbacks Protocol を批准し、そのため、ノバージョン後の取引の両当事者は Adhering Parties となる場合、Adhering Parties の間で IBOR Fallbacks Protocol が効力を生じた結果、IBOR Fallbacks Protocol に従ってノバージョン後の取引を修正する Adhering Parties の合意を含むこととなり、ノバージョンされた取引に IBOR Fallbacks Protocol において企図される修正を組み込むにあたって当該文言は不要となる。

⁸ 当該文言を使用する場合、当事者は、各当事者がその後に IBOR Fallbacks Protocol を批准する状況 (又は一方当事者が既に批准している場合、他方当事者がその後批准するとき) における不一致に対応する追加の文言を含めることの要否について検討する必要がある。当事者は、当該状況に対応する雛形の文言を含む、ISDA が公表した *Template Form of Amendment for short-form bilateral adoption of the terms of the ISDA 2020 IBOR Fallbacks Protocol in existing agreements (Principal Version)* の paragraph 1 を参照することもできる。

なお、以上にかかわらず、両当事者は、関連するノベーション契約において、IBOR Fallbacks Protocol の適用範囲として明確に指定するとよいだろう。

12. IBOR Fallbacks Protocol の対象となる条項又は範囲を相対で合意することができるか？

ISDA は、Adhering Parties が以下の目的のために使用可能な雛形の文言を公表した。

- (1) 1 又は複数の書類を IBOR Fallbacks Protocol の対象から除外し、当事者が選択する場合は、当該フォールバックがローン又は債券などの関連するヘッジ対象商品に定めるフォールバックと一致させる旨の文言を含めること
- (2) IBOR Fallbacks Protocol の目的において、他の書類を「Additional Credit Support Documents」又は「Additional Master Agreements」に含めること
- (3) IBOR Fallbacks Protocol の目的において、公表停止前の事由に係る条項を不適用とすること（公表停止前の事由に係る条項の詳細については、質問 3（*IBOR Fallbacks Supplement* は何をするものか？）及び質問 5.D（相対で公表停止前トリガーをオプトアウトした場合、どうなるか？）を参照。）

これらの雛形の文言は、**ISDA Create** でも利用可能である。

13. IBOR Fallbacks Protocol による修正は「Spread Provision」（2014年5月12日に ISDA が公表した ISDA 2014 Collateral Agreement Negative Interest Protocol に定義される。）を構成するか？

IBOR Fallbacks Protocol の Attachment のパラグラフ 7 は、IBOR Fallbacks Protocol による修正は「Spread Provision」（ISDA により 2014 年 5 月 12 日に公表された ISDA 2014 Collateral Agreement Negative Interest Protocol に定義される。）（以下「Negative Interest Protocol」という。）を構成しない旨定めている。したがって、当事者が Negative Interest Protocol 及び IBOR Fallbacks Protocol の双方を批准した場合、IBOR Fallbacks Protocol の条項は Negative Interest Protocol の適用を妨げるものではない。

14. IBOR Fallbacks Protocol の Attachment のパラグラフ 3(a)は、なぜ IBOR Fallbacks Supplement から「THB-THBFIX-Reuters」を削除しているのか？また、「THB-SOR-Telerate」についてはどうなるのか？

IBOR Fallbacks Protocol の Attachment のパラグラフ 3(a)は、Protocol Covered Document が 1991 ISDA Definitions 又は 1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions を組み込んでいる場合に適用される。

1991 ISDA Definitions は、タイ指標金利 (Thai baht interest rate fixing) に係るレート・オプションを含んでいないため、1991 ISDA Definitions を組み込んでいる Protocol Covered Document は、当該定義集に定めるとおり、タイ指標金利 (Thai baht interest rate fixing) に係るレート・オプションを参照するものではない。したがって、IBOR Fallbacks Supplement に定めるタイ指標金利 (Thai baht interest rate fixing) に係るレート・オプションに関連する規定は、1991 ISDA Definitions を組み込んでいる Protocol Covered Document には関連しないものとなる（そして、当該規定は上記場合において削除されたものとなる）。

1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions は、「THB-SOR-Telerate」を追加している。このレートは、同様に 1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions に加えられた「SGD-SOR-Telerate」（参照される Telerate スクリーンが同一）と大部分は同じように定義されている。「THB-THBFIX-Reuters」は、その後、追加の Rate Option として 2000 ISDA Definitions に加えられ（サプPLEMENT番号 12 による。）、THBFIX Page を参照し、（シンガポールではなく）バンコクの Banking Days（2000 ISDA Definitions に定義される。）に応じて決定する。1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions における「THB-SOR-Telerate」（2006 Definitions により、今度は Reuters Screen ABSIRFIX01 を参照するよう修正された。）及び「THB-THBFIX-Reuters」（2000 ISDA Definitions に加えられ、Reuters Screen THBFIX Page を参照する。）は完全に同じレートとして表示されるものではないことから、IBOR Fallbacks Protocol は、新しい IBOR Fallbacks Supplement において、1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions を組み込んでいるデリバティブ取引であって「THB-SOR-Telerate」を参照するものが「THB-THBFIX-Reuters」のレート・オプションを参照するものとして修正されることを定めるものではない（これは、当該デリバティブ取引について、新しいフォールバックとは別の変更を生じさせることになるためである。）。

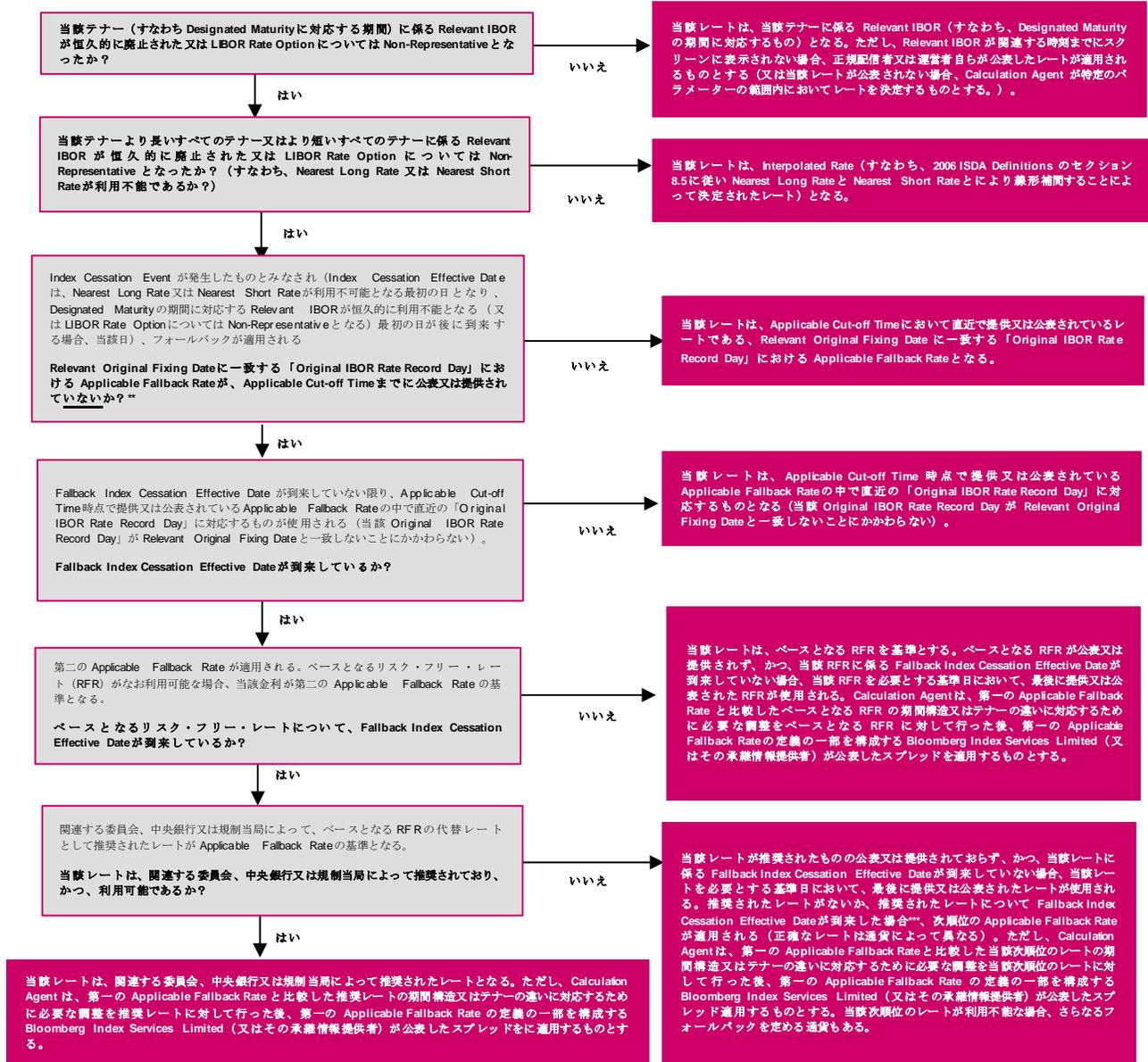
「THB-THBFIX-Reuters」は、1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions にその定めがないため、1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions を組み込んでいる Protocol Covered Document は「THB-THBFIX-Reuters」を参照するものではなく、当該状況において、IBOR Fallbacks Supplement から削除された。

15. ISDA 2018 Benchmarks Supplement Protocol は新しい IBOR Fallbacks Protocol と同じか？そして、いずれか1つのみを批准することができるか？

同じものではない。ISDA Benchmarks Supplement は、EU Benchmarks Regulation のアーティクル 28(2)及び関連規定への順守を促進するために ISDA により作成され、プロトコル (ISDA 2018 Benchmarks Supplement Protocol と称される。) とともに 2018 年に公表されたものである。IBOR Fallbacks Protocol は、当事者が主要な IBORs に新しいフォールバックを含めることを可能とする、新たに提供された別のプロトコルである。これらは双方とも別個であり独立のプロトコルであり、IBOR Fallbacks Protocol を批准するために ISDA 2018 Benchmarks Supplement Protocol をしなければならないということはなく、その逆も同様である。しかし、これらのプロトコルは、双方が批准された場合には連携するように作成されている。2018 Benchmarks Supplement と IBOR Fallbacks Protocol との関係に関する詳細については、<https://www.isda.org/book/isda-benchmarks-supplement/>に掲載されている FAQs 及びウェビナーを参照。

別紙

図表 A: 標準的な Calculation Periods 及び「線形補間」が適用されない非標準的な Calculation Periods へのフォールバックの適用*

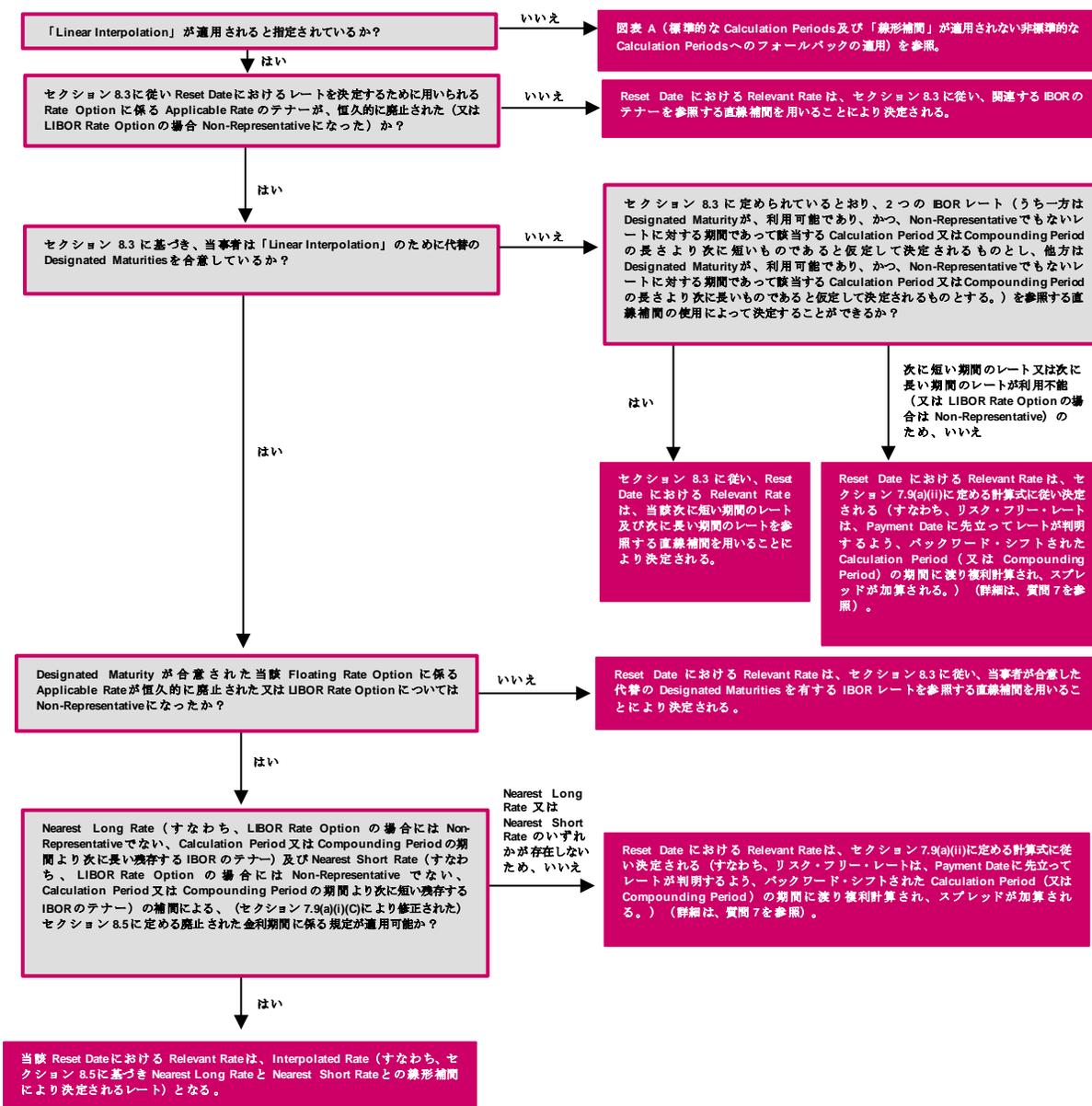


* この図表は、SOR 及び THBFX を対象としていない（これらのレートを算定するにあたって USD LIBOR 及び FX データを使用するため、アプローチが若干異なる。）この図表は、適用されるフォールバックの概要であり、当事者は、適用されるレートの全詳細については、IBOR Fallbacks Supplement 及び IBOR Fallbacks Protocol を確認する必要がある。図表にある大文字から始まる英語の用語は、IBOR Fallbacks Supplement 及び IBOR Fallbacks Protocol において定められた意味を有する。

** 「Linear Interpolation」が適用されないある Calculation Period（スタブ期間や他の非標準的な期間）が Designated Maturity の期間よりも長い場合（例えば、4か月の Calculation Period について当初3か月英ポンド LIBOR を使用するとされていた場合）、Relevant Original Fixing Date に一致する「Original IBOR Rate Record Day」におけるフォールバック・レートは、通常どおり当初 Applicable Cut-off Time までに公表又は提供されたものとなる。ただし、Calculation Period が Designated Maturity の期間よりも短い場合（例えば、4か月の Calculation Period について当初6か月英ポンド LIBOR を使用するとされていた場合）、Relevant Original Fixing Date に一致する「Original IBOR Rate Record Day」におけるフォールバック・レートは Applicable Cut-off Time までに公表又は提供されないため、直近の Original IBOR Rate Record Day において公表された直近のフォールバック・レートが代わりに使用される。

*** スイスフラン LIBOR については、NWG Recommended Rate 又は当該レートが推奨されない場合は Modified SNB Policy Rate を基準にフォールバックする。その他の IBOR とは異なり、NWG Recommended Rate が存在し、その後当該レートについて Fallback Index Cessation Effective Date が到来した場合、Modified SNB Policy Rate へのフォールバックは適用されない（推奨される NWG Recommended Rate が存在しない場合にのみ Modified SNB Policy Rate が適用されるため）。これは、NWG が公表するスイスフラン LIBOR を参照するキャッシュ商品向けの雛形文言（こちらから確認できる。）と一致している。

図表 B: 非標準的な Calculation Periods へのフォールバックの適用*



*このフローチャートは、主要な IBOR Rate Option (SGD-SOR-VWAP 及び THB-THBFX-Reuters を除く。)に係る「Linear Interpolation」が適用されると指定されている Calculation Period に適用される IBOR Fallbacks Supplement の定めを示す。図表で言及されるセクション番号は、IBOR Fallbacks Supplement により修正された 2006 ISDA Definitions のセクション番号を示す。図表にある大文字から始まる英語の用語は、IBOR Fallbacks Supplement 及び IBOR Fallbacks Protocol において定められた意味を有する。

この図表は、適用される Floating Rate Option が SGD-SOR-VWAP 又は THB-THBFX-Reuters であり、「Linear Interpolation」が適用されると指定された Calculation Periods を対象としていない。「Linear Interpolation」が適用されると指定された Calculation Periods に係る SGD-SOR-VWAP 及び THB-THBFX-Reuters のフォールバックについての詳細は IBOR Fallbacks Supplement のセクション 7.10 を、「Linear Interpolation」が適用されると指定されておらず、かつ、Designated Maturity よりも短い Calculation Periods に係る SGD-SOR-VWAP 及び THB-THBFX-Reuters のフォールバックについての詳細は IBOR Fallbacks Supplement のセクション 7.11 を参照。適用される Floating Rate Option が SGD-SOR-VWAP 又は THB-THBFX-Reuters 以外の主要な IBOR Rate Option であり、かつ、該当する Calculation Period に「Linear Interpolation」が適用されると指定されていない場合、図表 A (当該 Calculation Periods が Designated Maturity よりも短いにもかかわらず、SGD-SOR-VWAP 又は THB-THBFX-Reuters 以外の主要な IBOR Rate Option について、「Linear Interpolation」が適用されると指定されていない Calculation Periods に関するフォールバックの概要を示す。)を参照。